

北九州市立総合療育センター及び同西部分所
指定管理者

提 案 書

団体名： 社会福祉法人北九州市福祉事業団

目 次

【共通】

1－（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	1
1－（2）安定的な人的基盤や財産基盤	4
1－（3）実績や経験など	6

【総合療育センター】

2－（1）施設の設置目的の達成に向けた取組	12
2－（2）利用者の満足向上	18
2－（3）指定管理料及び収入	21
2－（4）収支計画の妥当性及び実現可能性	23
2－（5）管理運営体制など	24
2－（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など	29

【総合療育センター西部分所】

2－（1）施設の設置目的の達成に向けた取組	34
2－（2）利用者の満足向上	57
2－（3）指定管理料及び収入	63
2－（4）収支計画の妥当性及び実現可能性	65
2－（5）管理運営体制など	67
2－（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など	76

【指定管理業務】

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

1 法人の基本理念等

当法人は、以下に示す「基本理念」「スローガン」「経営方針」「行動規範」を定め、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や提供するサービスの質向上を図り、福祉の推進と市民福祉の向上・増進に努めます。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切に
する社会づくりに貢献します。

スローガン **～ 一人ひとりの笑顔のために ～**

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様の視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

2 施設の基本方針

- 本センターは、昭和 40 年、北九州市最初の肢体不自由児施設として開設され、昭和 53 年、医療・福祉・教育を統合した全国初の先進的な障害児療育システムを持つ「北九州市立総合療育センター」として整備されました。
- 日本における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設となり、現在においてもワンストップで障害児のニーズに対応できる拠点施設として大きな成果をあげてきました。
- 近年、「発達障害」のある子どもや濃厚な医療ケアを必要とする重複した重い障害のある子どもが増加しています。
- また、利用者の高齢化や養育環境の変化、医学・療育の進歩による障害の多様化等により、障害児（者）やその家族の医療・福祉に対するニーズが変化しています。
- 本センターは、昭和 40 年の肢体不自由児施設「足立園」開設後、機能の拡充、施設の増改築を繰り返してきましたが、建物の老朽化や狭小化等が進み、利用者ニーズの多様化・拡大化、また、それに伴う利用者の増加等に十分に対応することが困難となったため、平成 30 年 11 月移転改築を行い現在の総合療育センターを開設しました。
- 建て替え後は、北九州市が策定した「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」に示された以下の基本方針に基づき、本センターの運営を行っています。
 - ① 障害児（者）に係る医療とリハビリテーションの提供
障害児（者）の療育の中核施設として、障害特性と発達状況に応じて、高度で専門的な医療及びリハビリテーションを行います。
また、増加する発達障害児については、診療体制の充実を図ります。
 - ② 医療的ケアの下での障害福祉サービスの提供
個々の障害児（者）の状況に応じ、医療的ケアの下での通所サービス、入所サービスを提供します。
 - ③ 地域医療機関とのネットワーク構築による在宅障害児（者）の支援
市内のどこでも必要な医療が受けられるよう、地域の医療機関とのネットワークを構築することにより、在宅の障害児（者）の生活を支援します。
 - ④ 教育機関や福祉・相談機関等との連携による効果的なサービスの提供
特別支援教育相談センターや発達障害者支援センターをはじめ、市内の教育機関や相談機関等との連携を図ることにより、障害児（者）の総合的な相談支援体制を強化します。
- 西部分所は、総合療育センター（本体）のサービスを身近なところで受けたいという北九州市西部地域の方々のご要望にこたえ、平成 28 年 4 月に西部地区の療育支援の充実を図ることを目的に開設しました。

総合療育センター 基本方針

私たち総合療育センター職員は、北九州市福祉事業団の基本理念に基づき、利用者が一人の人格としての尊厳を保ち、幸せで文化的な生活を確保できるよう利用者のニーズに対応しながら、施設内での生活はもとよりご家庭や地域での生活を支援します。

利用者みなさまへ

私たち総合療育センター職員は、

- 1 明るい態度でみなさまに接します。
- 2 利用者及びご家族との相互理解に努め、信頼関係を深めます。
- 3 専門施設としての機能を生かし、地域との連携を図ります。
- 4 専門職として研鑽を積み、知識、技能の向上に努めます。

総合療育センター西部分所 基本方針

私たち総合療育センター西部分所職員は、北九州市福祉事業団の基本理念に基づき、利用者が一人の人格として当然払われるべき尊厳を保ち、幸せで文化的な生活を確保できるよう利用者のニーズに対応しながら、ご家庭や地域での生活を支援します。

利用者みなさまへ

私たち総合療育センター西部分所職員は、

- 1 明るい態度でみなさまに接します。
- 2 利用者及びご家族との相互理解に努め、信頼関係を深めます。
- 3 専門施設としての機能を生かし、地域との連携を図ります。
- 4 専門職として研鑽を積み、知識、技能の向上に努めます。

これらの目的を遂行するにあたり、療育や支援に直接、間接にたずさわる全ての職員の規範とするために「総合療育センター職員倫理綱領」と「総合療育センター職員行動規範」を下記のとおり定め、これを全職員が実行することとします。

〈別紙1 総合療育センターの使命〉

〈別紙2 基本方針・職員倫理綱領・職員行動規範〉

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

【指定管理業務】**1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤****ア 管理運営を行なっていくための人的基盤、財産基盤について****1 本事業団の沿革**

当法人は、北九州市と一体となって、北九州市社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に活かし、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として設立された社会福祉法人です。

昭和 40 年 11 月、当法人は、肢体不自由児設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 55 年間にわたり、障害施設・高齢者施設・保育所・児童館など、現在では 9 種類 68 施設の運営を行っています。

そのほかに、以下の事業等についても北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を活かしながら、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護保険訪問調査業務
- 統括・包括支援センターへの職員出向
- 訪問等による介護予防支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 障害支援区分認定審査業務

2 人的基盤

当法人は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、総合療育センター地域支援室による訪問サービス、ひまわり学園の歯科検診（センター歯科医師・歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。

令和 3 年 7 月 1 日現在の常勤職員は 1,142 人（正規 435 人、その他 707 人）となっており、全国的にも専門職を多数有する社会福祉法人の一つです。

今後も、地域の医療機関・福祉施設等から信頼される専門家集団として、職員の資質や提供するサービスの質の向上を図るためには、安定した職員の確保や福祉・医療の専門職としてスキルの高い職員の育成が必要であり、そのために正規職員の割合を高めるよう努力します。

〈主な職種別内訳〉

(単位：人)

保育士	398	医師	17	視能訓練士	2
指導員	130	歯科医師	2	歯科衛生士	4
社会福祉士	13	リハビリ工学技士	1	視覚障害者生活訓練士	1
栄養士	7	薬剤師	2	看護師	106
調理員	23	メディカルソーシャルワーカー	3	准看護師	8
訪問調査員	50	臨床検査技師	6	自動車運転手	3
介護報酬請求員	11	診療放射線技師	2	事務員	104
介護士	18	理学療法士	14	その他	30
介護支援専門員	79	作業療法士	15		
スポーツ指導員	7	言語聴覚士	11		
児童厚生員	91	心理士	15		

〈主な資格〉

(単位：人)

介護福祉士	65	医師	17
社会福祉士	73	歯科医師	2
介護支援専門員	135	理学療法士	14
看護師	106	作業療法士	15
管理栄養士	9	言語聴覚士	11
調理師	16	歯科衛生士	7

3 財政基盤

当法人の令和2年度決算においては、短期安定性の指標である流動比率は292%、長期安定性の指標である純資産比率は85%（純資産額は83億円）、固定長期適合率は81%、さらに銀行等からの借入金は無く、財産基盤の安定性は十分確保されています。

流動比率	=	流動資産 (2,594,853,721)
	÷	流動負債 (887,337,819)
純資産比率	=	純資産 (8,368,542,983)
	÷	総資産 (9,805,395,844)
固定長期適合率	=	固定資産 (7,210,542,123)
	÷	(固定負債 (549,515,042) + 純資産 (8,368,542,983))

- ① 平成17年度から継続的に5年ごとの経営計画に取り組んでおり、経営基盤の安定性は、十分に確保されています。
- ② 当法人は、今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

【指定管理業務】

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

当法人は、令和 3 年度現在、9 種類 68 施設の運営を行っています。

総合療育センター、ひまわり学園（引野・若松・到津）、児童館など指定管理施設は全て開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

1 障害施設

総合療育センター（指定管理施設）

① 昭和 40 年、肢体不自由児入所施設「足立学園」として開設されました。

② 現在は、「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」等を運営する多機能型社会福祉施設です。

平成 30 年 11 月、新築移転に伴い、病床数を増床し在宅での生活が困難となるケースへの対応と女性特有の疾病に対応するため婦人科を新設しました。

③ 令和 2 年度の外来診療部門の受診延べ数は 36,542 人です。

④ 令和 2 年度の日平均利用は以下のとおりです。

にこにこ通園（児童発達支援センター）	（定 50 名）	25.0 人
足立園（医療型障害児入所施設）	}（定 99 名）	29.0 人
足立園（療養介護）		

総合療育センター西部分所（指定管理施設）

① 市内西部地域における通所・外来の利便性を向上させるため、平成 28 年 4 月に開所されました。

② 令和 2 年度の外来診療部門の受診延べ数は 8,000 人です。

③ 令和 2 年度の日平均利用は以下のとおりです。

きらきら通園（児童発達支援センター）	（定 40 名）	18.0 人
--------------------	----------	--------

小池学園（事業団立施設）

① 小池学園は、主に知的障害や発達障害のある幼児、児童を対象とした入所施設です。

昭和 45 年に北九州市により開設され、平成 30 年 4 月に団立施設として、隣地に新築移転しました。

② 令和 2 年度の一月平均利用は以下のとおりです。

小池学園（福祉型障害児入所施設）	（定 40 名）	26.7 人
------------------	----------	--------

□ ひよりの丘（事業団立施設）

- ① ひよりの丘（障害者支援施設）は、平成 23 年に若松区小敷にあった旧小池学園成人部を八幡西区石坂地区に移転新築し、団立施設として開設されました。
- ② 現在、主に知的障害者の入所支援、共同生活援助事業（グループホーム）、生活介護事業等の支援を実施しています。
- ③ 令和 2 年度の一月平均利用は以下のとおりです。
入所支援 48.5 人 共同生活援助事業 55.2 人

□ ひまわり学園（指定管理施設）

- ① 引野ひまわりは昭和 45 年、若松ひまわりは昭和 51 年、到津ひまわりは昭和 54 年に開設されました。
- ② 令和 2 年度の日平均利用は以下のとおりです。
引野ひまわり学園（児童発達支援センター）（定 50 名） 46.7 人
若松ひまわり学園（児童発達支援センター）（定 30 名） 28.3 人
到津ひまわり学園（児童発達支援センター）（定 50 名） 46.3 人

2 保育所

- ① 昭和 44 年から 51 年間にわたり保育所運営を行っています。
- ② 現在の運営数は事業団立施設 15 所です。
- ③ 令和 2 年度の利用延べ数は 19,183 人（入所率 85.9%）です。

3 児童館（指定管理施設）

- ① 昭和 41 年から 54 年間にわたり、運営を行っています。
- ② 現在の運営館数は 39 館です。
- ③ 令和 2 年度の年間利用は 33 万人です。

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

① 国家資格を要する職種及び配置数は以下のとおりです。

	総合療育 センター	西部分所	根拠規定
医師	17人	10人	医師法（昭和23年法律第201号）
歯科医師	2人	2人	歯科医師法（昭和23年法律第202号）
薬剤師	2人	—	薬剤師法（昭和35年法律第146号）
診療放射線技師	2人	—	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）
臨床検査技師	6人	—	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
看護師	94人	3人	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
准看護師	6人	1人	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
歯科衛生士	4人	1人	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
理学療法士	10人	3人	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
作業療法士	10人	3人	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
言語聴覚士	8人	3人	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
視能訓練士	3人	—	視能訓練士法（昭和46年法律第64号）
公認心理師	10人	3人	公認心理師法（平成29年法律第68号）
栄養士	2人	—	栄養士法（昭和22年法律第245号）
保育士	38人	15人	児童福祉法第18条の4
調理師	5人	2人	調理師法（昭和33年法律第147号）
社会福祉士	13人	3人	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
介護福祉士	13人	—	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

② 各種学会の発表・講演会・誌上研究の発表を行った専門職の人数は以下のとおりです。

※総合療育センターR2実績

	学会発表	講演会	誌上研究発表
医師	8	1	6
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
視能訓練士	1		
看護師			
保育士			
計	9	1	6

○学会発表

標 題	発 表 者	学 会 名	場 所	年 月
発達障害児への遮光眼鏡	小畑あず実 玉谷晴代 久保恵子 白石里美 阿部光司 高橋 広 山口若菜	第42回学術集会	北九州	2020. 2. 20
グアンファシン併用で強 迫症状が軽減した ADHD+ASDの1例	鈴木 聖子	第62回日本小児神経学会	オンライン	2020. 8. 17
視覚障害者の就労支援マ ニュアルの開発-第2報改 良就労支援ツールと輪状 暗点-	高橋 広 氏間和仁 岩井克之 村上美紀 山田敏夫 吉田 治 山田信也 落合信寿 近藤寛之	第74回日本臨床眼科学会 学術展示	東京 (オンライン)	2020. 10. 15
12 高齢者のロービジョ ンケア その2有事にも 役立つ外来。施設、在宅 医療での支援	高橋 広	第74回日本臨床眼科学会 インストラクションコース	東京 (オンライン)	2020. 10. 15
ロービジョンケアにおけ る看護師の役割 眼科医か ら	高橋 広	第74回日本臨床眼科学会ナーシ ングプログラム「関心の高まる ロービジョンケア ー看護師に 何が求められるかー」	東京 (オンライン)	2020. 10. 18
当センターにおける保護 者支援～はじめてコース について～	鈴木 聖子	第431回小倉臨床懇話会	オンライン	2020. 11. 26
当センターにおける、新 型コロナウイルス院内感 染対策	友納 優子	第431回小倉臨床懇話会	オンライン	2020. 11. 26
ダウン症の習慣性膝蓋骨 脱臼に対してInsall法、 Roux-Goldwait法を行った 2例	畑野美穂子	第49回日本リハビリテーション 医学会九州地方会	長崎 (オンライン)	2021. 2. 14
リハビリテーション治療 を併用した先天性内反足 に対するPonseti法の治療 成績	富田哲也	日本リハビリテーション医学会	京都 (オンライン)	2020. 8. 12

○講演会

演 題 名	発 表 者	主 催 者	場 所	年 月
発達障がい者支援のため の実践セミナー(オンライ ン研修)「発達障害児者 の理解と支援」	河野 義恭	北九州市、発達障害者支援セ ンター「つばさ」	北九州市	2020年12月

○誌上発表

標 題	著 者	掲 載 誌	卷	号	頁	年 月
発達障害児の対応と生活習慣	友納 優子	北九州市医報		751	31-34	2020/2
私が書く視覚障害認定書	高橋 広	日本の眼科	91	7	1002-1004	2020/7
視覚障害者の就労支援マニュアルの開発 -支援ツールの開発-	高橋 広 氏間和仁 岩井克之 村上美紀 山田信也 山田敏夫 吉田 治 近藤寛之	臨眼	74	10	1314-1319	2020/10
「視覚障害者の就労支援マニュアル」の開発について	落合信寿 高橋 広 近藤寛之	福岡県眼科医会報254			2-6	2020. 10. 1
中途視覚障害者への職域マネジメント	高橋 広 村上美紀	Monthly Book OCULISTTA 91(職業性 眼障害のマネー ジメント)			51-62	2020. 10. 5
脳性麻痺の股関節脱臼・ 亜脱臼症例に対する大腿 骨減捻内反骨切り術後成 績不良例に関する検討	畑野美穂子	日本小児整形外科学 会雑誌	第29 卷	2	287-290	2020/

※総合療育センター西部分所 R1・2実績

- 1 日本診療発達心理士会
九州沖縄支部 第2回福岡地区事例検討会 令和2年2月16日
「学齢期の遺尿・夜尿相談からの発達支援について」 心理士発表
- 2 第41回北九州市立総合療育センター学術集会 令和2年2月23日
「読み書きの課題を主訴に持つ児の外来経過報告」 言語聴覚士発表
- 3 第41回北九州市立総合療育センター学術集会 令和2年2月23日
「西部分所におけるCI療法の実践」 作業療法士発表
- 4 第41回北九州市立総合療育センター学術集会 令和2年2月23日
「西部分所における外来保育の取り組み」 理学療法士発表
～「すぴか」2年5ヶ月の振り返りから見えたこと～
- 5 第41回北九州市立総合療育センター学術集会 令和2年2月23日
「親子通園における哺育の在り方」 保育士発表
～3年間の取り組みと今後の課題～

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

- 本センターは、児童福祉法に基づく「医療型障害児入所施設」「児童発達支援センター」及び在宅障害児（者）への「地域支援」の機能を有するとともに、「障害児医療」「小児リハビリテーション」の病院機能を併せ持ち、ワンストップで障害児のニーズに対応する北九州市における中核施設です。
- 本センターの機能や専門性を最大限に活用し、外来・入所（入院・短期入所を含む）・通園など障害児（者）及びその家族のニーズに応じた障害福祉サービスを提供し、地域への社会貢献に取り組みます。
- 「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」における基本方針に基づき、各障害福祉サービスの個別運営方針を次のとおり定めます。

〈別紙1 R3 事業計画〉

〔外来と各障害福祉サービスの個別運営方針〕

1. 外 来

- ① 医師をはじめとする医療スタッフの確保に努めます。スタッフを育成し、以下のとおり初診・再診に対応します。

【目 標（数値目標）】※令和元年度の実績 1日平均外来患者数 183.1人

項 目	4 年度	5 年度	6 年度
1 日平均外来患者数	170 人以上	170 人以上	170 人以上
1 年平均外来患者数	42,000 人以上	42,000 人以上	42,000 人以上

診療科目

小児科／整形外科／リハビリテーション科
 内科／眼科／精神科／児童精神科／泌尿器科
 耳鼻咽喉科／婦人科／歯科／小児歯科／矯正歯科

2. 入所（入院・短期入所を含む）

- ① 今回指定管理期間当初は、3病棟体制での運営とし病床の有効活用に努めます。
- ② 現在の3病棟体制での病床、入所（入院）99床、短期入所専用床26床については、短期入所専用床の一部を入所（入院）に振り替え、入所待機者の受入と病床の有効利用に努め収支の改善を目指します。
- ③ 4病棟体制への移行については、3病棟体制での運営、収支の状況を見据えつつ4病棟体制の運営体制の検討並びに医師、看護師及び介護職員等の確保に努め早期の実現を目指します。
- ④ 4病棟体制時には、再整備計画時には30床であった短期入所専用床のうち10床を入所（入院）に振り替え、入所（入院）は145床とし、超重症・準超重症児（者）に37床、それ以外の医療型障害児入所（重症心身障害児）・療養介護入所に80床に充てます。残りの28床は在宅児（者）の治療等を目的とした「有期限・有目的入所」に充てます。
- ⑤ 病床稼働率90%以上を維持します。
- ⑥ 短期入所については、利用希望の多い土日・祝日も利用しやすい体制を整えます。

【目 標（数値目標）】

項 目	4 年度 3 病棟 125 床	5 年度 3 病棟 125 床	6 年度 3 病棟 125 床
1 日平均入院患者数	94 人以上	94 人以上	94 人以上
年間延べ入院患者数	34,310 人以上	34,310 人以上	34,310 人以上
短期入所 1 日平均利用者数	10 人以上	10 人以上	10 人以上
短期入所年間延べ利用者数	3,650 人以上	3,650 人以上	3,650 人以上

3. 通園／通所

- ① 「にこにこ通園」（児童発達支援センター）は、親子通園で定員は 40 人です。知的障害や発達障害をはじめ聴覚・言語障害など発達・育児上の課題のある児のクラスは、1 歳～3 歳を対象とします。また、肢体不自由・重症心身障害のある児のクラスは、1 歳～就学前を対象とします。一日の最大利用 50 人、週 2 日利用の場合の最大登録児 200 人までの受け入れ体制を維持します。

にこにこ通園の 1～3 歳児を対象としたクラスは、毎日親子で登園することはご家族の負担が大きいため、週 2 回の登園を基本としています。3 歳を超えると、市内の各ひまわり学園や保育所、幼稚園へ移行します。3 月に 3 歳児が卒園するため、4 月当初は利用人数が減りますが、総合外来（初診）で通園が適当と判断された方が徐々に入園し、秋に定員に達します。

一年を平均すると低い利用率となりますが、療育が必要と判断された方が、すぐに通園を開始できる体制を維持していくことは重要です。週 2 回を基本としています。幼稚園や保育園と併用して週 1 回利用する方も増え、40 人定員でも年間最大 200 人までの受入れを行っています。

【目 標（数値目標）】※にこにこ通園：児童発達支援センター

項 目	4 年度	5 年度	6 年度
1 日最大利用児数	50 人まで	50 人まで	50 人まで
最大登録利用児数	200 人まで	200 人まで	200 人まで

- ② 「ナイスデイ」（生活介護事業・児童発達支援事業）は、一日の最大利用 15 人までの受け入れ体制を維持します。

※ナイスデイ：重症心身障害者対象の生活介護事業

：重症心身障害を持つ 15～18 歳対象の児童発達支援事業

- ③ 「ナイスデイ」（居宅訪問型児童発達支援事業）は、通所による支援が困難な、在宅の医療的ケア児を対象に児童発達支援事業を行います。

4. 地域支援

- ① 地域支援事業は、「地域支援室」が運営管理を行います。
- ② 地域支援室は、H8 年から相談・支援班を編成し、H15 年から組織の一部署として機能しています。
- ③ 所属する専任職員は次のとおりです。
- ・ コーディネーター（社会福祉士） 3 人
 - ・ 相談員 1 人

- ・ 看護師 1 人
- ・ 理学療法士 1 人
- ・ 作業療法士 1 人
- ・ リハビリテーション工学技士 1 人
- ・ 保育士 4 人

④ 必要に応じて、医師、歯科医師、視能訓練士、歯科衛生士、栄養士など総合療育センターの医療スタッフ等が連携します。

⑤ 地域支援室が実施している事業は次のとおりです。

・ 北九州市障害児等療育支援事業

- 療育支援施設事業→ 訪問療育指導事業（在宅障害児者の家庭等の訪問相談）
- 外来療育指導事業（在宅障害児者及び家族の外来相談）
- 施設一般指導事業（障害児保育を行う保育所等への技術指導）

療育拠点施設事業→ 施設専門指導事業（支援施設への技術指導等）

専門療育指導事業（保育所等への困難事例に対する相談・支援）

・ 北九州市障害者相談支援事業

⑥ 相談支援事業所あだちは、療養介護事業、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所等の利用者の計画相談を作成し、モニタリングを実施します。

相談支援専門員 3 人（社会福祉士、保育士）を配置して対応します。

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援

⑦ 在宅の医療的ケア児を支援する取り組み

北九州市、福岡県が実施する「医療的ケア児コーディネーター事業」、「小児等在宅医療推進事業」、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業」を受託し在宅医療的ケア児の支援の充実に努めます。

⑧ その他の在宅支援として、当センターでは、短期入所に加え日帰りのショートステイ事業も行っています。

・ 日中一時支援事業（日帰りショート）

（別紙 2 地域支援室関連データ）

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組について

1 基本的な考え方

再整備により拡充された機能を最大限に活用して、利用者の獲得に取り組みます。

① 入院定数 125 床（4 病棟体制時 165 床）

- ・ 医師、看護師及び介護職員の採用を行い、必要数の確保に努めます。
- ・ 待機リストに沿って入所のご案内を、公平で公正に行います。

② 最新の医療機器（CT 装置／透視撮影装置／フラットパネル等）

・ 高速 CT 装置の導入により、頭部 16cm を 0.35 秒で撮影できるため、小児を始め不随意運動のある利用者にとっても CT 撮影の負担が軽減され、積極的に活用できるようになります。

・ 透視撮影装置は X 線を使用して体内を透視し、リアルタイムで体内の画像を動画として観察できます。当センターでは、誤嚥を疑う患者も多く、VF（嚥下造影検査）を行う際、透視台で検査が行え、時間も短縮できるため、検査件数のアップにつながります。

また、直線多重断層撮影により 1 回の撮影データで再構成できるため、微細な骨折線等も明瞭に観察できます。更に微量の X 線で、骨のミネラル類の量を測定する骨塩定量

検査により、骨密度を数値化し、骨折しやすい患者へ適切な予防や治療ができます。

- ・フラットパネルは、身体を通過した X 線をデジタル信号化するため、従来の装置（CR）に比べ、被爆の低減化、撮影時間の短縮化、更に高精細な画像のため、より正確な診断が可能です。また、3 秒で画像表示ができるので、連続撮影も可能となり、肢体不自由児（者）の体位変換等の負担の軽減につながるので、最大限に活用していきます。

2 具体的な取組

① 最新医療機器の活用

- ・高速 CT を活用し、今まで撮影できなかった動きのある小児も撮影が可能になり、迅速で精度の高い診断が可能です。

② 入院稼働率のアップ

- ・3階北棟においてはナースコールを、南棟においては生体モニターの情報をスタッフステーション以外でも受けられるよう機器整備を行い、看護師の動線を効率化することにより、入院患者の受入を増加させます。
- ・3階北棟においては、長期の患者の受入を行い、安定的な入院患者増を図ります。
- ・短期入所の病床を入院の病床に振り替え、長期入院患者を受け入れることにより安定的な入院患者増を図ります。

③ 人材（医師）の確保

- ・人材紹介会社との提携増

現在、締結している 11 社に、北九州市立病院機構において実績のある 3 社を加え、紹介の機会を増やし人材確保を図ります。

- ・採用HPの改善

医師専用のページの作成や各科の紹介のページを、医師の視線から見てセンターの魅力が伝わりやすい表現にすると共に、現役医師のコメントを添えるなど親しみやすい内容に改めます。

また、医師の募集を行っていることがわかりやすいよう、トップページにバナーを設けるなどアクセスし易い作りになります。

④ 外来待機期間の短縮

- ・診察前相談事業の対象者拡大の実施

従前より、初診までの待機期間中に、市内在住の就学前の幼児を対象として、診察前相談事業（さくらんぼルーム）を実施していますが、就学児についても受診希望が増加し初診までの待機期間が長期に及ぶことから、診察前相談事業の対象者の範囲を就学児まで拡大します。（就学児ルーム）

保育士がお子様と関わっている間、心理士が保護者からお子様の日常の様子を聞き取りし、相談内容やお子様の課題を整理します。保護者の不安を軽減し、心理士の情報を初診時に活用します。

- ・心理士等の診察外業務の軽減

所外への派遣業務、所内の業務分担や会議の見直し、カルテ記載方法の改善等により患者へ対応する時間の確保に努めます。

⑤ 通園利用率のアップ

- ・保護者講座の実施

通園利用児の保護者を対象に、歯科医師や訓練担当の専門職員が、「保護者講座」の中で、基本的な事項をわかりやすく説明しています。今後も継続していきます。

- ・職員の専門研修会への参加

通園職員を専門研修会へ参加させ、いろいろな手法を学んで集団活動に取り入れています。集団での活動に楽しく参加することで、保護者同士の連帯感も生まれ、利用児とともに保護者の満足度も高まり、通園利用率のアップに繋がります。

ウ 施設間の有機的な連携を図るための取り組み (複数の施設を一括して管理する場合)

1 基本的な考え方

総合療育センター及び西部分所の規模、職員・組織体制、地理的条件に応じた業務分担を行い、利用者各々のニーズに対応したサービスの提供を行います。

2 具体的な取組

① 初診について

障害の診断と療育方針の決定には、様々な面からの各専門医、専門家の診察、検査等が必要不可欠ですが、総合療育センター及び西部分所双方に必要な人員を確保することは、人員配置、経営的な面で効率的ではないため、初診患者の受入については総合療育センターで行います。

② 再診、療育について

初診後、総合療育センターでのカンファレンスにおいて療育方針を決定し、総合療育センター又は西部分所での療育に繋がります。

北九州市域西部に在住する利用者の外来診療、通所、療育等支援事業などについては、西部分所に対応し利用者の利便性を図ります。

総合療育センター及び西部分所で情報共有を行い、患者個々への対応、療育全体のレベルの平準化を図ります。

③ 人員配置について

西部分所に配置されていない専門職に係る業務については、総合療育センターでの対応に加え、必要に応じ総合療育センターから西部分所へ専門職の派遣も行います。また、西部分所に人員不足が生じた場合は出来る限り総合療育センターから支援します。

④ 人材育成について

人材育成については、職員個々の経験、特性を十分に活かせるよう、職員、指導者等の配置を行うとともに、異動等の人材交流による育成も図ります。

エ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取組

1 基本的な考え方

① 本センターが「障害児医療」「障害児療育」の中核的施設であり、多様な福祉サービスを提供する身近な支援施設であることを、障害児（者）及びその家族に認識していただくことが重要です。

② 市内の医療・教育・福祉関係者に向けた広報活動の充実に取り組みます。

2 具体的な取組

① ホームページの活用

- ・当センターの初診の予約方法や外来診療科の紹介、入所施設や通園・通所施設、地域支援事業の紹介等の情報提供を行います。

② 各種パンフレット・リーフレットの活用

- ・総合パンフレット（センター・つばさ各1種）

- ・ サービス別案内リーフレット（11種）
- ・ その他パンフレット（つばさ等随時案内）
- ③ 広報誌の発行
 - ・ 通園・通所の利用児（者）の家族に向け広報誌を発行
 - ・ 入所利用児（者）の家族に向け広報誌を発行
 - ・ 在宅の障害者ご本人とご家族、事業所あて広報誌を発行
- ④ 関係機関及び団体への「年報」送付

〈別紙 3 各種パンフレット・広報誌〉

オ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

1 基本的な考え方

「個別支援計画実施マニュアル」に基づき、入所・通園・通所利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成することにより、利用児（者）の障害特性や状態に配慮した福祉サービスを提供するとともに、利用児（者）へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

2 具体的な取組

- ① 利用児の発達や障害特性に応じたプログラム（個別支援計画）を作成します。
- ② 個別支援計画の作成にあたっては、保護者やご家族を含めたカンファレンスや関係職員会議を行います。
- ③ 保護者の同意を得て、プログラムを実施します。
- ④ 懇談やモニタリングを通して、現在の取り組みを定期的を確認し、プログラムを適宜修正します。

〈別紙 4 個別支援計画実施マニュアル 病棟・通園〉

カ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組

1 基本的な考え方

意思決定やコミュニケーションの困難な利用児（者）の療育においては、家族支援も含めた一体的な取り組みを行っています。外来・入院診療、通園など日々の医療・療育の中で家族支援も並行して実施します。

また、環境調整、経済面での相談、療育上の不安等の相談などに専門的に応じるため、社会福祉士資格を有する専任のコーディネーター（ソーシャルワーカー）3名を配置しており、今後も継続して家族支援に取り組みます。

2 具体的な取組

① 個人懇談の実施

個別支援計画に沿って個人懇談を行います。入所では、カンファレンスに参加していただきます。

② 親子レクリエーションの実施

夏祭りやバスハイク等の親子で参加し、楽しめる行事を行っています。

③ 関係機関との連携

行政機関や関係事業所等と必要に応じて連携し、家族の支援に努めます。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取組

1 基本的な考え方

- ① 本センターが提供するサービスについて、利用児（者）及びその家族に満足していただけるためには、以下について心がけることが大切であると考えます。
 - ・ 施設の利用環境が快適であること
 - ・ 職員の対応が心地よいものであること
 - ・ 提供サービスが利用者のニーズを充たすものであること
 - ・ 利用者の声に耳を傾け、意見・要望を施設運営に反映すること
- ② 利用児（者）及びその家族から「満足」「安心」「信頼」を得るために、サービスの品質向上を日常的に意識し、施設運営の改善に日々取り組みます。

2 具体的な取組

- ① 日常よりコミュニケーションをはかる
- ② 個別（カンファレンスを含む）や団体（保護者会等）の面談等の場の設定
- ③ 連絡ノートを活用
- ④ アンケートの実施
- ⑤ 投書箱「声の箱」の設置 → 外来・病棟・通園の4箇所
- ⑥ 苦情受付 → 掲示による周知

3 利用者アンケートの満足度（数値設定）

【目 標（数値目標）】 ※ 令和元年度の実績 97.0%（市アンケート調査）

項 目	4 年度	5 年度	6 年度
満足度	90%以上	90%以上	90%以上

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

1 基本的な考え方

- 利用児（者）やその家族の意志表明、自己選択を尊重するために、意見・要望を集約する体制を整えます。
- 集約した意見・要望について、職員間で課題共有や改善策の対応検討を行う場を設けます。
- 検討結果を利用児（者）やその家族に速やかに報告するとともに、可能な限り意見・要望を施設運営に反映していけるよう努力します。
- 利用児（者）やその家族の満足度を高めるため、意見集約・検討を円滑に実施することにより、業務改善・新たな事業実施・サービスの向上に取り組みます。

2 具体的な取組

ご意見箱だけではなく、利用者から口頭で依頼された内容やご意見を「利用者からの声報告書」に記載し、各科・係で検討しています。当センター全体に関わる内容については、サービス向上委員会で検討し、職員へ周知しています。

- ① 意見把握の方法

- ・ 意見箱の設置
- ・ 個人懇談の実施（2-(1)オの再掲）
- ・ 職員会議等の実施
- ・ 「利用者からの声報告書」の作成
- ② 意見検討の仕組み
 - ・ 職員会議等での検討
 - ・ 利用者・保護者との意見交換
 - ・ 「利用者からの声報告書」をサービス向上委員会で検討
- ③ 検討結果の回答・周知
 - ・ 個別の回答（利用者特定の場合）
 - ・ 掲示板による回答（利用者匿名の場合）

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

1 基本的な考え方

- 利用者が苦情・相談・意見を本センターに申し出る場合、気軽に伝えることができる環境を整えます。
- 苦情に関してはその内容を把握し、改善に向けた検討を速やかに行うよう努めます。
- 苦情の集約・検討・改善を速やかに行い、利用児（者）やその家族の「満足」「安心」「信頼」を獲得するとともに、常にサービスの質の向上及び充実を図ることに取り組みます。

2 具体的な取組

本事業団は、福祉サービス向上のため、利用者の苦情・要望に対する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応する体制を整えており、今後もこの体制を継続し、利用者の満足度向上を図ります。

- ① 意見箱の設置
- ② 相談窓口の設置
- ③ 利用者アンケートの実施
- ④ 苦情対応研修の実施
- ⑤ 苦情解決体制及び苦情解決の手順

〈別紙 5 総合療育センター苦情解決の仕組み〉

〈別紙 6 福祉事業団福祉サービス苦情解決実施要綱〉

〈別紙 7 福祉事業団苦情解決実施要綱の事務取扱要領〉

エ 利用者への情報提供を図るための取組

1 基本的な考え方

最新の福祉情報・障害に関する知識等の情報提供を行うことは、障害児（者）やその家族に留まらず、広く市民の障害福祉への関心度や認知度を広めることに繋がると考えます。故に、多様な方法を用いて有用な福祉情報等の広報活動に取り組みます。

2 具体的な取組

- ① 利用者情報誌の発行

- 「かわら版」 地域支援室 (年 2 回)
 - 「園だより」 にこにこ通園 (月 1 回)
 - 「フレンド」 病棟 (月 1 回)
 - 「ナイス通」 ナイスデイ (月 1 回)
- ② 各通園、病棟のホールや廊下に掲示板を設置し、情報を掲示します。
 - ③ 利用者向けの「連絡ノート」を作成します。

オ 利用者のニーズ等に沿った取組

1 基本的な考え方

- ① 「個別支援計画実施マニュアル」に基づき、利用児（者）一人ひとりの個別支援計画を作成します。
- ② 個別支援計画に基づき、利用児（者）の特性・状態に応じたサービスを提供します。
- ③ 利用児（者）へのサービス向上のため、個別支援計画の充実を図ります。

2 具体的な取組

- ① 「個別支援計画」に関して、保護者の意見・要望を取り入れるとともに、保護者へ内容を開示し、説明を行います。
- ② 行事を実施する際、保護者の意見を聴取し、できる限り反映させます。
- ③ 入所利用児に関して、おやつや食事に対する意見を聴取し、できる限り反映させます。
- ④ 通園利用児に関して、通園しやすい曜日の設定などの調整は、保護者の要望を聴取し、できる限り反映させます。

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

1 新人職員の教育

- ① 事務局主催による基礎研修（年 3 回／全職種）
- ② 事務局主催による専門研修（年 2 回／障害施設の指導員・保育士）
「事業団職員の自覚」と「専門職の自覚」を促し、日常業務における意欲向上を図るため、正規・嘱託共に新人職員として知っておくべき知識や専門情報を提供します。

〔第 1 回目〕(R2 実績)

- ◇ 北九州市福祉事業団の仕組み
- ◇ 障害特性を知る
- ◇ 職場のコンプライアンスとリスクマネジメント

〔第 2 回目〕(R2 実績)

- ◇ 行動観察とその対応
- ◇ 今、職場で困っていることと、その解決方法（グループ演習）

2 中堅職員の研修

事務局主催による研修（年 1 回）

3 支援技術の向上

- ① 専門研修への参加
- ② 自己啓発のサポート（自主研修グループ）

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

1 委託契約・単価契約・リース契約（本センター実施）

主に以下に掲げる項目について、原則入札もしくは見積競争による委託等契約の実施により、業務の効率化・物品供給の安定化・経費節減に取り組みます。

入札にあたっては、事務局で予定価格を設定し、契約金額の適正化に取り組みます。

- ◇ 診療報酬請求事務・医事窓口業務（委託契約）
- ◇ 付帯設備管理業務（委託業務）
- ◇ エレベーター保守点検（委託業務）
- ◇ 電気工作物保守点検（委託業務）
- ◇ 電話交換設備保守点検（委託業務）
- ◇ 医薬品・診療材料・検査試薬（単価契約）
- ◇ 医用テレメーター・検査装置（リース契約）

2 委託業務の一括入札（事務局実施）

主に以下に掲げる事業団の複数施設に関わる業務について、原則、一括による入札もしくは見積競争による委託契約の実施により、事務作業集約による効率化・事業運営の安定化・経費節減に取り組みます。

- ◇ 清掃業務
- ◇ 常駐警備業務
- ◇ 消防設備保守点検業務
- ◇ 自動扉保守点検業務

3 光熱水費の節減

① 特定規模電気事業者（新電力）との契約

電力の安定供給を前提に、特定規模電気事業（新電力）からの供給についても検討し、節減に努めます。

② 節電への取り組み

- ・ 「電灯」各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めます。
- ・ 「空調」環境省の提唱する空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。また、集中コントロール機能を有効に活用し、効率的な空調機器の運転に努めます。

イ 収入を最大限確保する提案について

1 サービス内容の情報提供

- ① ホームページの活用（2-(1)ウ2の再掲）
- ② 相談・問い合わせ時のパンフレット活用（2-(1)ウ2の再掲）

2 利用者の安心を得るための情報開示

- ① 運営規程・利用契約書・重要事項説明書の内容
- ② 利用料金の事例
- ③ 個人情報の取り扱い

3 初診の待機時間短縮

- ① 診察前相談事業（さくらんぼルーム・就学児ルーム）の実施
- ② 心理士等の診察外業務の軽減

(2-(1)イ 2④の再掲)

4 退所（退院）後の待機者の速やかな受け入れ

退所が決定したら、待機者リストから次の入所者へアプローチを行い、速やかに受け入れができるよう努めます。

5 通園児の受け入れ拡大

発達系のクラスは、年度途中で入所した場合、3歳であっても翌年度まで利用できるようにします。通園利用児の発達にあわせて、次のステップを選択できるので、ご家族も余裕を持って決定できます。

ウ 利用料金の設定について

- ① 診療（入院・外来）に関わる料金は、国が定める医科及び歯科の診療報酬基準に基づき徴収します。
- ② 障害福祉サービス（法定給付）に関わる料金は、国が定める報酬基準に基づき徴収します。
- ③ 診断書等文書発行手数料に関わる料金は、北九州市条例で定められた料金に基づき徴収します。
- ④ 食事代等実費に関わる料金は、食材調達等費用や類似施設の料金体系等を勘案して適正な単価設定を行い、徴収します。
- ⑤ なお、実費の徴収にあたっては、サービス利用契約の際に重要事項説明書を用いて実費単価を利用者に説明したうえで、同意書に保護者等の署名を受けることとしています。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

1 指定管理提案額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	計
収入(A)	1,948,882	1,948,882	1,948,882	5,846,646
支出(B)	2,291,136	2,291,136	2,291,136	6,873,408
収支差(A)-(B)	▲ 342,254	▲ 342,254	▲ 342,254	▲ 1,026,762
指定管理料	342,254	342,254	342,254	1,026,762

なお、総合療育センターについては、「総合療育センター経営会議」を新たに設置し、診療科や福祉分野それぞれに、活動目標を設定し、今後、到達状況を検証しながら、収入増に取り組んでいます。今回の提案額は、その目標を加味しています。

しかしながら、総合療育センターでの収支見通しは、新型コロナウイルス感染症への対応など不確定要素も多くあることから、予測が困難な面もあります。

また、4病棟目開所時には、人件費等の経費が増大するため、別途指定管理料が必要となります。

イ 指定管理業務の適切な再委託について

1 基本的な考え方

- ① 一定の専門性を求められる施設の維持管理等業務について、適正な方法により事業者を選定し、事業運営の安定化・効率化及び経費節減に取り組めます。
- ② 事業者選定の適正な方法として、原則、入札もしくは見積競争を実施します。
- ③ 入札もしくは見積競争の参加事業者は、原則、北九州市の有資格者名簿に掲載された事業者から選定します。
- ④ 本センターのみに関わる再委託は、本センターで契約事務作業を行います。
- ⑤ 本センターを含めた複数施設に関わる再委託は、事務局で契約事務作業を行います。
- ⑥ 入札にあたっては、事務局で予定価格を設定し、契約額の適切化に取り組めます。

2 具体的な再委託業務

〔本センターによる契約〕

- ◇ 診療報酬請求事務・医事窓口業務
- ◇ 付帯設備管理業務
- ◇ エレベーター保守点検業務
- ◇ 施設職員の衣類洗濯業務

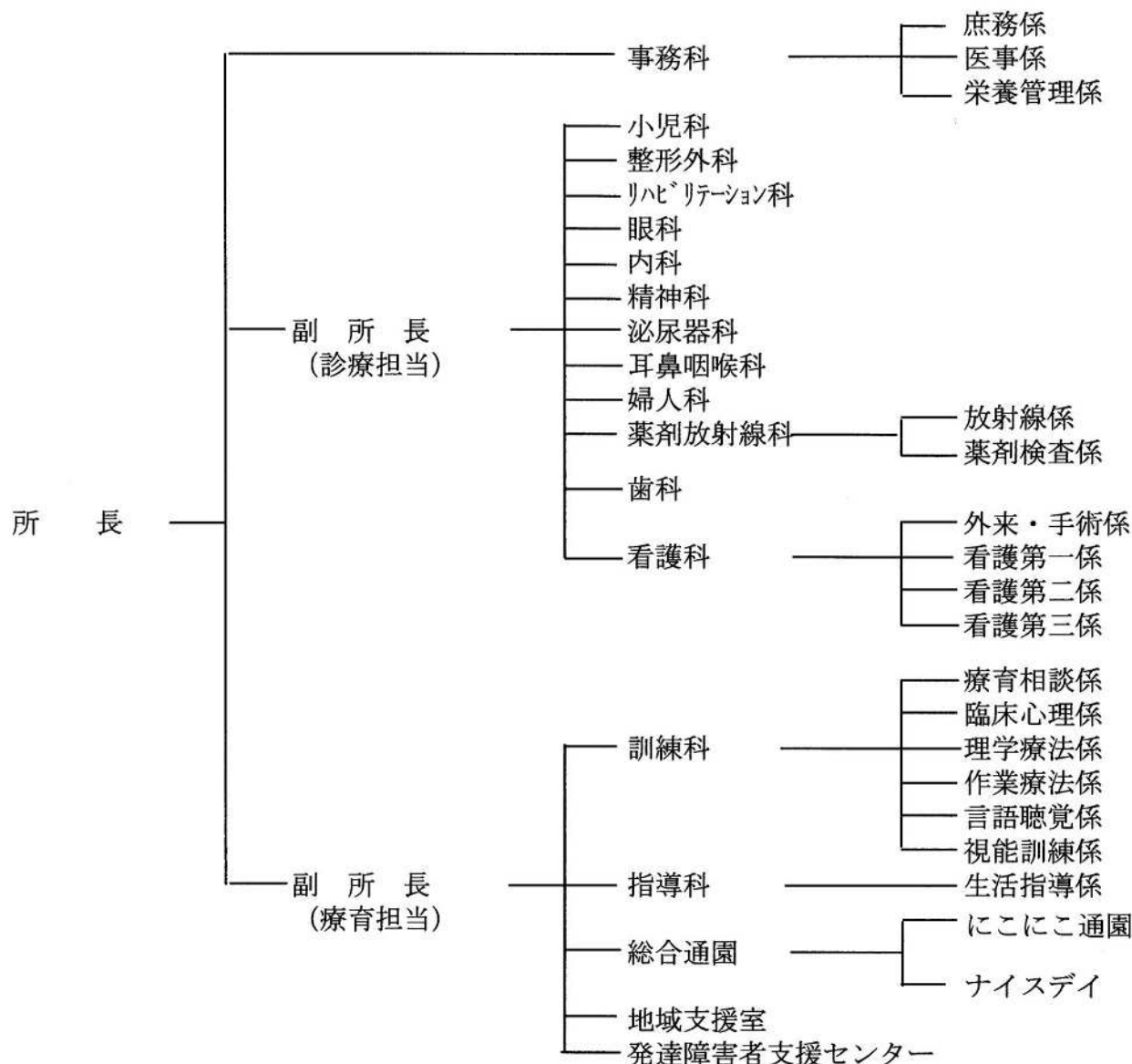
〔事務局による契約〕

- ◇ 清掃業務
- ◇ 常駐警備業務
- ◇ 衣類洗濯及び補修業務
- ◇ 施設の寝具類洗濯業務
- ◇ 消防設備保守点検業務
- ◇ 自動扉保守点検業務
- ◇ 建築物等定期点検業務

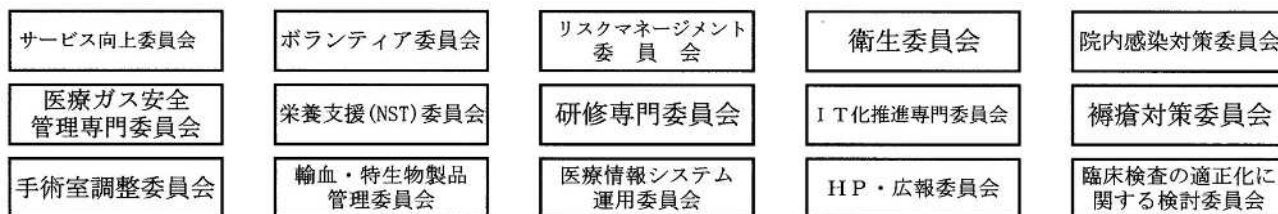
2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

1 〈管理体制〉



2 〈各種委員会〉



〈別紙 8 総合療育センター委員会規程〉

イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

1 基本的な考え方

- ① 医療機関として、医療法に定められた配置基準に従い、医師等必要な職種及び人員を配置します。
- ② 児童福祉施設として、障害福祉サービス指定基準に従い、児童指導員等必要な職種及び人員を配置します。
- ③ 本センターを円滑に管理運営するため、事務員等必要な職種及び人員を配置します。

2 具体的な配置計画

(単位：人)

		R4 (3 病棟)		
		配置数	常勤	非常勤
医師 ※1		13	11	2
歯科医師		2	2	
薬剤師		2	2	
診療放射線技師		2	2	
臨床検査技師		6	6	
看護師 ※2		95	95	
歯科衛生士		6	6	
理学療法士		10	10	
作業療法士		9	9	
言語聴覚士		8	8	
視能訓練士		3	3	
視覚障害生活訓練士		1	1	
心理士		12	12	
メディカルソーシャルワーカー		4	4	
栄養士		2	2	
リハビリ工学技士		1	1	
指導員・保育士 ※3		52	52	
事務補助クラーク		7	7	
事務員		17	17	
自動車運転手		1	1	
看護補助員		5	5	
調理員		8	8	
介護士		-		
		266	264	2

※1 小児(神経)科・内科 5 整形・リハ科 5 眼科 1 (児童)精神科 2

※2 外来等 17 病棟 78

※3 にこにこ通園 14 ナイスデイ 7 地域支援室 5 病棟 26

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

国家資格を要する職種・配置数・経験年数

「1-(3)イ施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて」①と同じ

エ 職員の資質・能力向上を図る取組について

1 基本的な考え方

事業団は、自立経営に向けた体制作りの一環として平成 22 年度に「基本理念」「経営方針」「行動規範」を制定しています。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、「基本理念」「経営方針」に基づいた「サービス向上」「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な問題と位置付けています。

そのうえで、事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

また、施設で実施する職場内研修・職場外研修・自主勉強会により、施設の専門性を維持・向上するため、専門職種の人材育成に取り組みます。

2 具体的な取組

① 事業団の研修体系

【求める人材像】

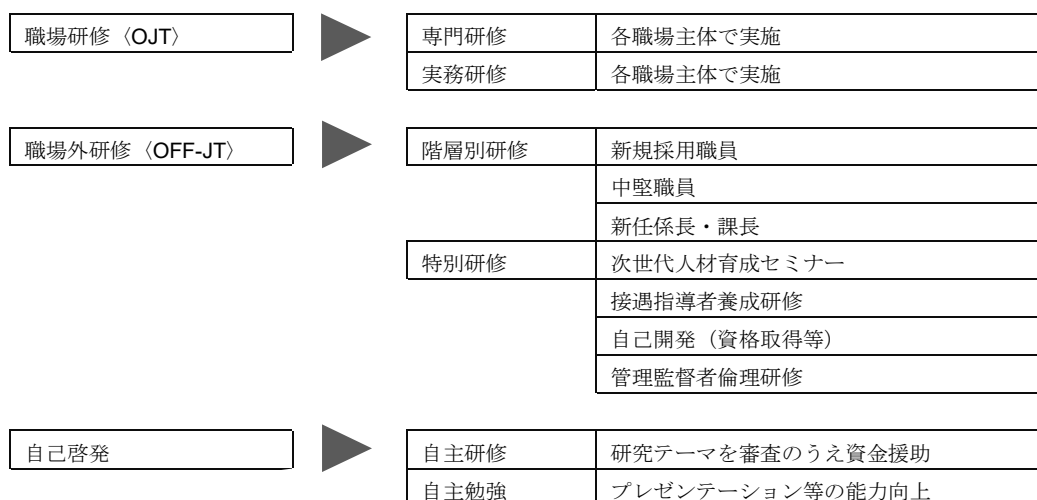
1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

【人材育成の基本的方向】

1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修はOJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成



〈別紙 9 人材育成基本方針〉

② 施設の専門研修

【職場内研修】

医療系多専門職で構成される職場であることで、科や係など職種単位で定期研修の場を設けている他、リスクマネジメントや感染予防など医療安全関係、臨床例による症例検討、学会形式での学術集会など各専門性の枠を超えた全体研修も定期的を実施します。

◇職種単位での研修

- i 整形外科・訓練科…週1回（時間外・自主）…整形・リハ関連医学書の抄読会
- ii 看護科…月1回（時間外・自主）…医療、福祉全般の講習（内部講師による）
- iii 理学療法係…週1回（時間外・自主）…技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- iv 作業療法係…週1回（時間内）…技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- v 言語聴覚係…月2回（時間内）…技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- vi 臨床心理係…月2回（時間内）…評価法・指導法の習得等
- vii 指導科…月1回（時間外・自主）…年度末の報告会（療育研修会）の内容検討
- viii 地域支援室…週1回（時間内）…ケース検討、関連事項習得（内部講師による）

◇全所レベルでの研修、多科関連研修

- i イブニングレクチャー（研修委員会運営）…月1回…医療、福祉、運営全般
- ii 学術集会（研修委員会運営）…年1回…学会形式による学術発表
- iii 症例検討会（訓練科運営）…月1回…臨床例による症例検討

〈別紙 10 所内研修実績〉

〈別紙 11 学術集会プログラム〉

【職場外研修】

専門別、多科共通などで各種学会、講習会、研究会等に参加受講

〈別紙 12 職場外研修実績〉

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

1 基本的な考え方

- ① 本センターは、前身である「足立学園」が開設された昭和40年から50年以上の長きに亘り、「地域の一員」として地域の社会福祉に貢献してきました。
- ② 事業団の基本理念である「一人ひとりの幸せを大切に社会づくりに貢献する」ため、長年培った人材・実績・経験などの専門性を活かし、地域における子育て支援・地域の人材育成・将来の福祉人材の育成に取り組みます。

2 具体的な連携・協働

- ① 関係機関・団体との連携
 - ・ 近隣の障害者支援施設、地域活動センター、障害児入所施設に医師を派遣
- ② 大学との連携（産業医科大学等）
 - ・ 調査・研究
 - ・ 講師派遣
- ③ 区役所との連携
 - ・ わいわい子育て相談支援事業への職員派遣（心理士、作業療法士、保育士）
- ④ 教育委員会・特別支援学校との連携
 - ・ 医師・訓練士等の派遣（専門医・専門家制度）
 - ・ 肢体系特別支援学校の修学旅行・宿泊訓練への医師・看護師の派遣
 - ・ 緊急時等対応業務に医師、看護師を派遣

- 教育支援委員会（市教委）に医師を派遣
- ⑤ 市医師会との連携
 - 講師の派遣
- ⑥ 地域との交流
 - にここ通園と地域の保育所（城野・若園保育所）との交流保育を実施
 - 「あだちまつり」（毎年 10 月開催）に春ヶ丘、若園 1 丁目町内会および小倉南区民生委員児童部会・障害者部会を招待
 - 北方小学校の「こども 110 番」指定施設承諾

〈別紙 13 あだちまつり案内〉
- ⑦ 実習生の受け入れ
 - 各専門職養成校や教員免許取得のための介護実習等から実習生を受け入れ年間延べ 2,000 人を超えています。

〈別紙 14 実習生受け入れマニュアル及び実績〉
- ⑧ ボランティアの受け入れ
 - リネン交換や音楽ボランティア等の受け入れ
 - 親子通園時の兄弟託児ボランティア等の受け入れ

〈別紙 15 ボランティア受け入れマニュアル及び実績〉
- ⑨ 北九州市発達障害者支援地域協議会への参加
(市全体で発達障害児をケアする体制構築の議論)
 - 当事者家族、多職種の支援者からなる市発達障害者支援地域協議会へ参加し、北九州市における「地域支援体制の構築（支援の基礎づくり）」、「ライフステージを通じた支援」等の構築に貢献します。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

1 基本的な考え方

- 事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉えています。
- 個人情報の保護等に関して適切に対応するため、「個人情報の保護に関する法律」、「北九州市個人情報保護条例」、その他の法令を遵守するとともに、事業団は個人情報保護規程を整備しており、今後も個人情報管理体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

2 具体的な取組

① 個人情報の保護

- 個人情報保護規程の整備
- 個人情報保護の基本方針の整備
 - ・ 個人情報の入手
事業運営に必要な最小限の内容に留めます。
 - ・ 利用目的の通知
利用者に対して、個人情報の利用目的を説明します。
 - ・ 個人情報の保管
鍵付きキャビネットに保管し、データ持ち出しを制限します。
 - ・ 個人情報の処分
退園児童の情報は、規定のあるもの以外は、速やかに処分します。
- 情報セキュリティチェックの実施
- 個人情報保護に関する研修
- 個人情報保護に関する職員への周知

本センターは「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」及び「総合療育センター個人情報保護方針」を策定し、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。新採研修で説明し、また当センター内のイントラネットの上にも掲載して職員へ周知しています。

② 情報の開示

本事業団は「事業団情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

- 情報開示規程の整備
- 情報開示の手続き

〈別紙 16 個人情報保護規程〉

〈別紙 17 総合療育センター個人情報保護方針〉

〈別紙 18 情報公開規程〉

イ 施設の利用者に対する人権の尊重や、身体拘束及び虐待等の防止策などについて**1 基本的な考え方**

- ① 障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行され、本センターにおいても利用者やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権を守る体制を整備しています。
- ② 個別の合理的配慮についても、施設で検討のうえ対応可能な限り配慮するとともに、今後もこの体制を継続し、利用者の権利擁護を徹底します。

2 具体的な取組

- ① 虐待防止マニュアルの整備
- ② 身体拘束防止マニュアルの整備
- ③ 人権研修の実施（年2回）
- ④ 子ども総合センターなど関係機関への速やかな通報
- ⑤ 選挙権行使のための実施要領の整備

〈別紙 19 虐待防止マニュアル〉

〈別紙 20 身体拘束防止マニュアル〉

〈別紙 21 選挙権行使の実施要項〉

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について**1 基本的な考え方**

- ① 利用者の状態・要望を具体的に把握し、必要な支援方法を検討のうえ、子ども総合センター等関係機関と協議・調整を行います。
- ② 子ども総合センター等関係機関との調整に基づき、サービス提供を行います。

2 具体的な取組

- ① 子ども総合センターとの連携
- ② 当センターの待機者リストを活用し、入所を希望している方の現在の状態・要望を丁寧にモニタリングし、緊急度の高い方から順に最適なサービスを提供します。今後も利用者にとって公平な対応と配慮を行います。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて**1 基本的な考え方**

- 障害児（者）及びその家族に、日々、安心して本センターを利用していただくことが、施設運営において重要であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、事故発生時における即応体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

- ① 安全対策マニュアルの整備
- ② 具体的な安全対策

リスクマネジメント委員会を中心として、事故や感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めており、今後もこの体制を継続し事故防止の徹底と速やかな対応を図ります。

- ・施設内の巡回点検を計画に従い、年 15 回実施し危険箇所の発見、改善に努めます。
- ・各部門では、遊具・設備の安全の安全点検を月 1 回実施します。
- ・AED を設置し、救急対応に備えます。
- ・安全管理の研修を年 2 回以上実施します。
- ・「事故報告書」とその対応策は施設内で回覧し、リスクマネジメント委員会に報告します。さらに委員会で分析、検討を行い安全確保に役立てます。
- ・「ヒヤリ・ハット」の報告は随時行い、危機回避に努めます。

〈別紙 22 日常生活支援マニュアル〉

〈別紙 23 安全管理関連のマニュアル〉

- 安全管理指針
- 院内感染対策
- 褥瘡対策指針
- 輸血・特生物製品管理指針
- 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書
 - 食中毒発生等における対応マニュアル
 - 給食衛生管理マニュアル

③ 事故発生時の対応

事故発生時には、被災者の救命、被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告、情報の把握及び提供を行っており、この体制を継続します。

また、「安全管理マニュアル」に「安全管理に関するシステム」、「事故発生時の報告体制」、「事故発生時の初期対応」及び「事故対応の流れ」を定め、職員への周知を行っており、今後もマニュアルの周知徹底、事故の発生予防及び発生時の速やかな対応を図ります。

〈別紙 23 安全管理関連のマニュアル〉

- 事故発生時の報告体制
- 事故発生時の初期対応
 - 事故報告書様式
- 施設入所者に係る事故速報様式

オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

1 基本的な考え方

- 障害児（者）及びその家族に、日々、安心して本センターを利用していただくことが、施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、緊急時における即応体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

- ① 衛生管理マニュアルの整備
- ② 感染防止の対策

リスクマネジメント委員会を中心として、感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めます。

また、感染対策が必要な部署へ毎週感染対策委員会のメンバー等が巡回し、チェック表で適正に実施されているかチェックしています。

新型コロナウイルス感染症対策として、来館者全員の体調確認及び体温測定を実施しています。当センター受診中の方で投薬の継続が必要な方は、主治医の判断により電話で処方を行うこともあります。

また、病棟の面会については混雑を避けるため予約制とし、面会者の人数制限と時間制限を設けています。

③ 感染症発生時の対応

「院内感染対策マニュアル」に、「感染症発生時の報告体制」を定め、職員への周知を行っており、今後もマニュアルの周知徹底、院内感染の発生予防及び発生時の速やかな対応を図ります。

〈別紙 23 安全管理関連のマニュアル〉

- 院内感染対策マニュアル
- 食中毒緊急対策マニュアル
- 給食衛生管理マニュアル

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

1 基本的な考え方

- 障害児（者）及びその家族に、日々、安心して本センターを利用していただくことが、施設運営において重要な問題であると捉えています。
- 全ての利用者の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むとともに、災害等の発生時、利用者の不安感や身の危険を最大限抑制するため、危機管理体制を整備し、利用者の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

① 防犯対策

- ・ 監視カメラ及び防犯ブザーの設置
- ・ 警備員の常駐
- ・ 不審者対応訓練の実施
- ・ 地域との連携

② 防災対策

防災計画を策定し、風水害・火災等の災害の発生に備えるとともに、防災訓練及び所内研修等を通じて職員の意識向上に努めております。今後も継続して、危機管理体制の強化を図ります。

- ・ 非常災害計画の整備
- ・ 消防計画の整備
- ・ 消防設備の定期点検
- ・ 災害情報入手体制の整備
- ・ 避難訓練の実施

③ 危機管理体制

- ・ 緊急連絡網の整備 施設と事務局間、施設内の緊急連絡網の整備を継続します。
- ・ 事業団動員計画の整備 災害発生時の自衛防災組織、動員計画の整備を継続します。

〈別紙 23 安全管理関連のマニュアル〉

- 防災計画

【自主事業】

1 自主事業の提案

清涼飲料水の自動販売機の設置

- 清涼飲料水の自動販売機を施設内に設置し、利用者の利便性向上を図ります。
- 自動販売機 2 台は 1 階エレベーター横に設置します。
- 自動販売機の設置業者選定にあたっては入札を実施します。
- 自動販売機設置による収支見込は収支計画書のとおりです。
- 1 台につき 1 月あたり 960 円を市に納付します。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

1 基本的な考え方

- 児童福祉法ほか関係法令や北九州市条例、行政による指導を遵守し、公立施設を運営する指定管理者としての責務を認識して、管理運営を行います。
- 医療法に基づく「診療所」の医療部門と児童福祉法に基づく「障害児通所施設（児童発達支援センター）」の福祉部門をあわせ持つ社会福祉施設として、医師等医療スタッフや保育士等指導スタッフを適切に配置し、管理運営を行います。
- 本体と連携し、北九州西部地区を中心にお住まいの障害のある方や家族に対して、利用者のニーズや要望を第一に考えた障害医療・福祉サービスを提供します。
- 障害のある方や家族の地域での「暮らし」を支援するため、医療機関・教育機関・行政機関・障害福祉サービス事業所への情報提供・指導・助言など、関係機関と連携して管理運営を行います。
- 当所の専門性を活用し、関係機関職員への指導、助言・実習生の受け入れなど、地域における福祉向上のため社会貢献に取り組みます。

〈別紙 1 R3 事業計画〉

2 特徴的な取り組み（詳細は関連項目に掲載）

① **多職種連携**による支援

- 以下スタッフの連携により、利用者・関係機関などのニーズに応じた指導・助言など障害医療・療育の支援に取り組みます。
 - ④ 医療スタッフ 医師・看護師・理学療法士・作業療法士
言語聴覚士・心理士
 - ⑤ 通園スタッフ 児童指導員・保育士
 - ⑥ 調理職員
- 多職種連携による主な支援は次のとおりです。
 - 1 外来利用者への障害医療・リハビリテーション
 - 2 通園利用者への療育指導（肢体不自由・重症心身障害・発達障害など）
 - 3 通園利用者への食事指導（嚥下食対象児）
 - 4 障害児通所施設職員・特別支援学校等教職員等への支援

② **本体との連携**

- 医師（小児科・整形外科・歯科）の派遣を受け、外来診療体制を確保して安定した障害医療サービスを提供します。
- リハビリ工学技師の派遣を受け、利用者の補装具等に関する相談等に対して指導・助言を行います。（「補装具外来」実施日に限定）
- 地域支援室との密接な連携強化により、当所スタッフによるケースワークをより安定的なものとし、利用児者を取りまく関係各機関とスムーズな連絡調整を行います。（相談支援事業および要支援家族等に対するソーシャルワーク）

③ **補装具専門事業者の受け入れ 【自主事業】**

- 複数の補装具専門事業者を受け入れ、利用者と事業者が補装具に関する相談等を直接行える場を提供します。

- ④ **補装具の再利用事業** 【自主事業】
○ 利用者から中古機器（座位保持椅子等）の提供を受け、利用者のニーズにあわせた補装具の貸出サービスを行います。
- ⑤ **「親子ひろば」の実施** 【自主事業】
○ 通園利用者以外の親子へ遊びの場・相談の場を提供し、通園スタッフ等による指導・助言を行います。
- ⑥ **親子通園**
○ 子どもとの関わり方や子育てなどについて、多職種によるスタッフが連携し、保育活動や療育指導を通して親子を支援します。
- ⑦ **嚥下食の指導**
○ 通園で嚥下食を提供する場合、作業療法士・言語聴覚士が子どもの状態にあわせた調理方法について、調理職員へ指導・助言を行います。
- ⑧ **通園の託児活動** 【自主事業】
○ 通園利用者の利便性向上のため、ボランティアを活用して兄弟の託児を行います。
- ⑨ **卒園後の移行先見学会の実施**
○ 移行先の環境や療育方針などの情報を保護者が直接把握できるよう、移行先と調整し、見学の機会を提供します。
- ⑩ **通園保護者を対象とした各種講座の実施**
○ 保護者が日常生活で必要とする情報を当所職員が講師となり、講座形式で提供します。
- ⑪ **所属集団への支援**
○ 保育所・幼稚園等へ担当保育士が訪問し、対象児及び保育所等職員への指導・助言を行います。
- ⑫ **引野・若松ひまわり学園への支援**
○ 言語聴覚士・心理士が訪問し、具体的事例への対応など学園職員のニーズにあわせた指導・助言を行います。
- ⑬ **障害児者施設への支援**
○ セラピストが訪問し、具体的事例への対応など施設のニーズにあわせた指導・助言を行います。
- ⑭ **特別支援学校等への支援**
○ 医師・セラピストが訪問または教職員が当所を訪れ、学校在籍児の障害特性に応じた支援方法などについて指導・助言を行います。
- ⑮ **特別支援学校教員の訓練見学の受け入れ**
○ 当所外来で学校在籍児のリハビリを行う場に担当教職員を受け入れ、障害特性に応じた支援方法などについて指導・助言を行います。
- ⑯ **実習生の受け入れ**
○ 保育専門学校や短期大学等の実習生を定期的に受け入れ、将来の福祉人材育成のため、通園スタッフによる指導・助言を行います。

3 施設運営について

外来診療

1 診療体制

○ 診療日・診療時間

月曜日～金曜日（土日・休祝日・年末年始を除く）

8：30～17：00

利用者の受診待機時間を解消するため、すべて「予約制」とします。

○ 標榜科目

小児科／整形外科／リハビリテーション科／内科／歯科／小児歯科

○ 医師の配置

障害そのものや障害に関連した医療（障害医療）、子どもの発達や育児の心配に応える医療を専門に行うため経験と実績を有する医師を配置します。

① 小児科医師 1人（分所長）

静岡県立こども病院・東京小児療育病院・埼玉医科大学総合医療センターなど30年にわたり障害医療に携わっている小児科専門医です。

令和2年5月から分所長として当所を統括しています。

② 整形外科医師 1人（週3日勤務）

障害療育の経験と実績を有する医師を配置します。

③ 非常勤医師 11人 詳細は〔非常勤医師の内訳表〕を参照

現在、本体のほか外部の医療機関の協力を得て配置しています。

令和4年度以降も同様の配置ができるよう協力を依頼します。

〔非常勤医師の内訳表〕

【小児科】

総合療育センター	1人	第2・4木曜日午後
JCHO九州病院	1人	毎週火曜日午後
産業医科大学病院	1人	毎週月曜日午後
	1人	第1・3・5水曜日午後
在宅医師	1人	毎週金曜日午後

【整形外科】

総合療育センター	1人	第3火曜日午後
	1人	第2水曜日午後

【リハビリテーション科】

産業医科大学病院	1人	第2金曜日午前、第3・第5金曜日午後
----------	----	--------------------

【歯科・小児歯科】

総合療育センター	1人	第2・4金曜日午前
在宅医師	1人	毎週月曜日／第2・4水曜日午前
		第1・3・5金曜日午前
歯科クリニック	1人	第1・3・5水曜日午前

○ 実施する検査

外部発注による血液検査及び単純レントゲン検査を行います。

○ 看護師の配置

① 常勤 2人（看護師または准看護師）

② 非常勤 1人（常勤の年休代替等必要に応じて配置）

○ セラピストの配置 (12 人／常勤)

- ① 理学療法士 (PT) 3 人
- ② 作業療法士 (OT) 3 人
- ③ 言語聴覚士 (ST) 3 人
- ④ 心理士 (公認心理師) 3 人

○ 歯科衛生士等の配置 (非常勤 2 人)

診療日の時間帯に 2 人体制で配置します。(歯科衛生士または歯科助手)

[外来の職員配置]

	整形外科	リハ科	小児科	歯科・小児歯科
常勤]医師	1人		1人	
非常勤]医師	2人	1人	5人	3人
常勤]看護師	2人			
非常勤]看護師等	必要に応じて			
非常勤]歯科衛生士等				2人
理学療法士		3人		
作業療法士		3人		
言語聴覚士		3人		
心理士		3人		

2 外来受診の対象者

- 本体を受診した利用者が対象です。
- 本体初診の後、次に掲げる方法により当所受診の方針が決定され、この方針に沿って当所外来で診療を行います。
- 本体を受診した 18 歳以上の利用者も当所を受診できます。
- 歯科診療については、本体で歯科未受診の利用者も当所で受診できます。

3 外来診療に関する主な内容

障害児総合医学および総合療育支援を担う、障害児の総合診療としての役割を果たすための外来診療です。各診療科は、各々の診療科における障害および療育を専門領域としています。

【小児科】

- 発達や子育ての心配について、医学的視点からの治療や助言を行います。
 - ・ご家族がもつ主訴および受診目的と療育支援目標を確認した上で、お子さんの発達全体の評価を行うための計画を提案し、療育支援プラン構築の内容についてご家族と検討・協議します。
 - ・発達全体の評価を行うために必要な診察を行います。
 - (基礎疾患検索・身体発育の経過観察・運動発達評価・認知社会性および知的発達評価・情緒および関係性発達評価・子どもの育ちの環境に関するアセスメント(所属集団との連携など)等)
 - ・必要な療育支援を提供します。(個別リハ・小集団療育・通園・地域支援など) 必要な医療支援を提供します。(療育指導・薬物療法など)
 - ・必要にご家族支援を提供します。(養育者支援・地域支援など)

- 必要な場合は本体や近隣の病院に治療や検査を依頼します。
 - ・西部分所に備えられていない機能に関しては、本体センター機能および近隣医療機関との連携により、検査・治療を行います。
 - ・聴覚・視覚評価は、専門的な機器を用いない診察室内および療育支援内におけるスクリーニングののち、主に本体耳鼻科・眼科へ依頼します。
 - ・遺伝子、染色体、代謝性疾患等、血液はじめ検体検査を必要とする場合は、連携している産業医科大学小児科へ検査を依頼します。
 - ・発達障害スクリーニング検査における、MRI および脳波検査・血液検査等は、連携している、産業医科大学・JCHO 九州病院・市立八幡病院に依頼します。
 - ・利用者様の利便性を勘案し、今後西部分所で可能な簡易検査は随時導入を検討します。特に視覚評価に関しては、発達障害児の家庭における評価が困難であるため、西部分所にての評価ニーズが高く、具体的継続検討課題として認識しています。
 - ・聴覚評価に関しては、西部分所言語聴覚士による専門的評価ののちに、精密検査を本体耳鼻科に依頼することが可能であり、また新生児スクリーニング検査により発見された難聴児早期療育の受け皿でもあるため、地域医療における西部分所の役割を果たし、連携を強化します。
- 必要な場合は本体や近隣の病院に治療や検査を依頼します。

【整形外科】

- 運動に関する診療、リハビリテーション的診療を行います。
 - 主に胎生期・小児期発症の小児整形外科疾患診療を行い、発達促進・能力維持・向上のための医療的アプローチを行い、各セラピストおよび療育スタッフと協力し、日常生活の質の向上のための指導を行います。
 - 定期診察では、お子さんに応じて、必要な検査や評価を行います。脊柱および股関節・膝関節等、定期的にレントゲン撮影を行い、成長・変化を確認し、治療介入の時期を判断します。発達・変化を評価し、予後予測のもと、必要なリハビリテーションを処方します。
 - 装具診では、お子さんの能力を最大限に引き出し、成長を促し、日常生活動作を支援する補装具を選定し処方します。補装具業者および担当セラピストと協力し、採型・採寸を行います。成長にあわせた修理や調整も適宜行います。
- 詳しい検査や手術などが必要な場合は本体を受診します。
 - 手術適応のお子さんや集中入院リハビリテーションが必要なおさんは、本体センターにて対応します。

【リハビリテーション科】

- リハビリテーション専門医による専門外来で、リハビリテーションの視点による診療を行います。
 - 日常生活における呼吸・姿勢・道具の使用・食事など、担当セラピストと協力し、詳細なアセスメントを行い、成長・発達に応じた変化を判断し、指導します。家庭生活や所属集団で快適に生活できるための工夫を検討します。特に摂食嚥下障害の課題のあるお子さんに関しては、食事場面の診察を行い、食形態選定や食事中およ

び前後の姿勢や介助者のかかわりについて細かく指導し、他科（小児科・整形外科・歯科）とも連携し摂食嚥下リハビリテーションを提供します。

- セラピストと協力してトレーニングを実施します。
お子さんに応じた必要な訓練を処方し、目標の再確認を行う等、経過観察を行います。
- 検査が必要な場合は本体や大学病院で行います。
誤嚥検査など必要な検査は、連携する産業医科大学病院にて行います。
- 専門外来で食事や呼吸に関する診療を行います。
- セラピストと協力してトレーニングを実施します。

【歯科・小児歯科】

- 一般の歯科医院では診療が困難で特別な配慮が必要な方を対象に、安全で最良の歯科診療ができる環境を整え診療を行っています。
低年齢あるいは発達障害のために、定期歯科検診および家庭内での日常的な口腔内ケアも困難であるお子さん方に多くご利用いただいています。過敏性が高く、不安や恐怖心の強いお子さんが歯科診療に慣れることにも寄与しています。
西部分所での定期歯科診療を経験し、家庭内における口腔ケアが親子ともに円滑にできることで、親も子も成功体験となり、結果として齲歯を予防し、摂食嚥下障害の改善へつながり、食事そのものを楽しめる家庭となることを目標としています。
- 全身麻酔下治療などが必要な場合は本体と連携しています。
- 他科と連携した摂食嚥下リハビリテーションを行います。

【各種リハビリテーション】

- セラピストによる利用者のニーズにあわせた訓練・各種検査を実施します。
 - ① 理学療法
運動機能の発達促進や呼吸などを含む運動機能の向上を目的に、「安全で楽な姿勢獲得」や、「寝返る」、「座る」などの基本的運動能力の獲得を目指した運動療法を行います。
 - ② 作業療法
「食べる」「遊ぶ」等といった生活の中の行為や活動に困難さがある方に、運動の発達を促進したり、能力を高めたりすることで、行為や活動を達成しやすい方法を身につける練習を行います。
 - ③ 言語聴覚療法
「聴こえ」の課題や「発音の不明瞭さ」「言葉のおくれ」等言葉の課題と、「哺乳」「飲み込み」など食事についてお困りのお子さまへの指導を行います。
 - ④ 心理療法
お子さまの「発達」や「情緒」、「学校や家庭生活での行動」などにおいて生じた、保護者の方々や周囲の方々の不安や心配に対して、保護者からの問診やお子さまの状態像の把握を基に、お子さまとの具体的な関わり方についてお伝えします。
- 本体と同様のレベルで訓練サービスを提供します。

4 新患カンファレンスの実施〔毎週金曜日〕

- 当所を初めて受診した利用者について、小児科医師（所長）を中心としてセラピスト・通園スタッフ・看護師全員が参加し、利用者個別の心身状態や家庭環境などから今後の医療・療育の方針を検討します。
- 初期評価に基づいた方針の決定を行います。

5 リハビリ工学技士の相談・助言〔毎週木曜日〕

- 整形外科では毎週木曜日「補装具外来」実施日に本体からリハビリ工学技士の派遣を受け、西部分所外来利用者に対して補装具等に関する相談・助言を行います。
- 令和4年度以降も同技士の派遣を受け、外来患者への手厚いサービスの提供並びに利用者の利便性向上に取り組みます。

6 補装具外来（補装具専門事業者の受け入れ）〔毎週木曜日／自主事業〕

- 「補装具外来」実施日に次の事業者を西部分所で受け入れ、外来利用者の補装具調整や相談に対応します。
 - ① 有菌製作所
 - ② きさく工房
 - ③ みやくぼ義肢製作所
- 令和4年度以降も専門事業者を受け入れ、外来利用者へのサービス充実並びに利用者の利便性向上に取り組みます。

7 補装具等中古機器再利用サービス〔平成29年度開始／自主事業〕

- 子どもの成長により不用となった中古補装具（座位保持椅子等）の提供を利用者から受け、当所で一時的に管理し、使用を希望する利用者へ無償で貸出サービスを行います。
- 不要となった中古機器を活用し、機器の利便性について親子で確認できるとともに、日常生活の利便性向上に取り組みます。
- 貸出手順を定め、必要な手続きを経て、一定期間の貸出を行います。

〈別紙2 中古機器再利用等事業実施要綱〉

【平成29年12月～令和3年6月実績】

- 提供申出があった補装具 6台（座位保持装置・バギー等）
- 貸出利用者延数 54人
- 貸出期間 最長1年間

8 訓練用器具貸出サービス〔平成29年度開始／自主事業〕

- 主に上肢麻痺のある利用者へ、当所が保有する訓練用器具を無償で貸し出すサービスを行います。
- 利用者が自宅で訓練を実践することにより、運動機能の向上に取り組みます。
- 貸出用リハ用器具は「消耗品」を予定します。
例：「積木」「お手玉」「トランプ」「ペグボード」「輪投げ」など

〈別紙3 訓練用器具貸出事業実施要綱〉

9 新型コロナウイルス感染防止対策

- 重度の障害児等を対象とする当所の役割・機能を鑑み、新型コロナウイルス感染症に関して、国・市・事業団等の通知に基づき、当所独自の感染症対策マニュアルを作成し、利用者・ご家族・そして職員の安全対策を図っています。

詳細については、「2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制」の「オ衛生管理及び感染症防止の対策」に記載しています。

【数値目標】令和4年度～令和6年度

各年度
一日平均外来利用数 70人

	H28	H29	H30	R01	R02
参考実績	62.6人	64.9人	69.2人	70.6人	59.2人

きらきら通園

1 通園の特色

【親子通園】

- 運動発達・知的発達・言葉の遅れ、発達障害等発達に課題を持つ子どもと保護者を対象に、親子通園を実施します。
- 親子通園により、保護者が子どもの「発達」「得意なこと」「苦手なこと」を確認し、子どもとの関わり方をクラス担任（指導員・保育士）及びセラピストなどと一緒に考えながら指導・助言を行います。
- 4～6歳児クラス（ぞう組）のみ、就学に向けた生活指導の一環として、保護者同意のうえ単独通園を行う場合があります。

【多職種連携によるチーム支援】

- クラス担任（指導員・保育士）を中心として、医師・看護師・セラピスト（PT・OT・ST・心理士）のチームで子どもと保護者を支援します。
- クラス担任が中心となり、セラピストと協同で保育計画を立案します。
- 保育活動のあらゆる場面で「一人でできる工夫」・「コミュニケーションの工夫」・「過ごしやすい姿勢の工夫」について、保護者の理解を深めるため、多職種が連携して指導・助言を行います。

【医療的ケア児の受け入れ】

- 常勤看護師を配置して、医療的ケア児の受け入れを行います。

【保育所など並行通園利用者への支援】

- 保育所等訪問支援事業を実施します。
- 対象児への支援を行うほか、保育所等職員への指導・助言を行います。
- 具体的な主な指導は次のとおりです。
 - ① 発達課題・支援方法を共有できるよう提案・協議

② 個別支援計画の作成

2 通園の目標

- 生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけ、心身機能の発達を促します。
- 保育活動を通して、大人や友達と遊ぶ楽しさを体験し、社会性を育てます。
- 嚥下食など児童の食形態にあわせたきめ細やかな給食を提供します。
- 親子がふれあう場を提供します。
- 託児活動や暮らしに役立つ情報提供など家族支援に取り組みます。
- 保護者同士がお互いに相談し合える交流の場を提供します。

3 開園日・開園時間

- 月～金曜日（土、日曜日・休祝日・年末年始を除く）
- 通常期 10:00～14:00
新型コロナウイルス等流行時期 10:00～12:45
- 行事により土曜日を開園とする場合があります。

4 定員

- 40名で運営します。
- 通園回数は1週につき1回～3回を目安として、保護者の要望と子どもの心身状態などに配慮して決定します。
- なお、新型コロナウイルス等流行時期は、室内等の「密集」を避けるため、通園回数を制限する場合があります。

5 クラス編成

- クラス編成は、年齢・障害の特性などにより行います。
- 一日の利用人数の目安は曜日によって異なります。
 - ① 知的・発達障害 1～3歳対象（3クラス）
 - Ⓐ きりん組 2～3歳／6人程度
 - Ⓑ らいおん組 2～3歳／6人程度
 - Ⓒ うさぎ組 1～3歳／6人程度
 - ② 身体障害・重心 1～6歳対象（2クラス）
 - Ⓓ ぞう組 4～6歳／5～7人程度
 - Ⓔ くま組 1～3歳／4～7人程度
- なお、新型コロナウイルス等流行時期は、室内等の「密集」を避けるため、一クラスの利用人数を制限する場合があります。
- 登録児の障害程度実績です。（令和3年3月1日現在）
 - ① 知的障害区分最重度および大島分類1～4の重症心身障害児は登録児の14.5%です。
 - ② 知的障害区分最重度と重度および身体障害者手帳肢体不自由1・2級該当児の合計は登録児の24.5%です。

知的・発達障害	0	1	15	45	14	75
身体障害・重心	16	10	4	3	2	35
戸外歩行可		2	1	1	2	6
室内歩行可		2	1			3
室内移動可		1		1		2
座位保持可	1	2	2	1		6
寝返り可	5	2				7
寝返り不可	10	1				11
計	16	11	19	48	16	110
	14.5%	10.0%	17.3%	43.7%	14.5%	

○ 登録児の障害別実績です。(令和3年3月1日現在)

精神発達遅滞	81	難聴	2
言語発達遅滞	51	染色体異常	4
自閉症スペクトラム障害	59	ウエスI症候群	1
脳性麻痺	16	ターナー症候群	1
ダウン症	9	リンパ管腫	1
けいれん	15	奇形症候群	1
精神運動発達遅滞	4	福山型先天性筋ジストロフィー	1
		計	246

※ 重複あり

6 通園職員の配置

○ 「2-(5)管理運営体制」の「イ施設の管理運営にあたる人員の配置」P69に記載しています。

○ 児童福祉法による配置基準のほか、多職種連携によるチーム支援として、セラピストを各クラスの担当とし、子どもと保護者への指導・助言を行います。(セラピスト1名が複数クラスを担当)

- ① きりん組 PT・OT・ST・心理士 各1名
- ② らいおん組 PT・OT・ST・心理士 各1名
- ③ うさぎ組 PT・OT・ST・心理士 各1名
- ④ ぞう組 PT3名・OT3名・ST3名・心理士1名
- ⑤ くま組 PT3名・OT3名・ST3名・心理士1名

7 通園運営の主な内容

○ きらきら通園は、厚生労働省が定める「児童発達支援ガイドライン」に従い、運営規程及び各年度に「通園運営方針」を定め、利用者にとって最善な支援の実現を目標として、通園運営に取り組みます。

○ 利用者に対して入園時に「サービス内容及び重要事項説明書」を説明し、通園運営への理解と協力をお願いします。

〈別紙4 児童発達支援ガイドライン〉

〈別紙5 通園運営規程〉

〈別紙6 通園運営方針〉

〈別紙7 サービス内容及び重要事項説明書〉

【日常の保育活動（日課）】

登園に関連する日常の繰り返しにより、子どもたちが安心して成長発達できるよう

配慮のもと、それぞれの発達課題に応じた保育活動を提供します。

【各種ミーティング】

- 医療スタッフ（医師・看護師・セラピスト）・通園スタッフ（保育士・指導員）は、利用者個別の心身状態・家庭環境・発達・課題の情報共有を行い、障害医療・療育のアプローチを検討するため各種ミーティングを定期的実施します。
- 具体的なミーティングは次のとおりです。
 - ① 通園カンファレンス〔週 3 回：火・水・金〕
小児科医師（所長）が中心となり、通園職員と P T ・ O T ・ S T ・ 心理士が共同で、通園児一人ひとりの発達や課題、対応方法などを検討するカンファレンスを実施します。
 - ② 通園運営会議〔月 2～3 回〕
多職種連携を円滑に進めるため、医師・看護師・セラピスト・通園職員が参加し、通園全体の運営に関する打ち合わせを実施します。
 - ③ 通園係会議〔月 2～3 回〕
通園職員による運営打ち合わせを実施します。
 - ④ クラスミーティング〔月 6～9 回〕
クラス単位で保育活動の打ち合わせを実施します。
 - ⑤ 職員会議〔基本は毎日〕
翌日のクラス運営について打ち合わせを実施します。
 - ⑥ 給食委員会〔月 1 回〕
通園スタッフ・調理員・セラピスト・庶務係員が参加し、給食提供に関わる課題や解決策などを協議し、子どもに最適な給食提供に取り組みます。

【個別支援計画の作成】

- 個別支援計画マニュアルに基づき、カンファレンス等の検討結果を反映して個別支援計画の作成及び見直しを行います。
- 子どもの成長や発達にあわせた保育活動・療育指導を反映します。
- 個別支援計画の目標は、実際の生活や関わりに反映して実践できるよう、保護者に対して、具体的に分かりやすく説明します。

〈別紙 8 個別支援計画マニュアル〉

【身体発育測定】〔令和 2 年度実績 168 日〕

- 登園日の機会を利用して子どもの身長・体重を測定します。
- 測定データは保護者へ提供し、子どもの成長の確認に役立てます。

【定期健診】〔令和 2 年度実績 年 83 回〕

- 小児科医師による健康診断を定期に実施します。
- 健診結果は保護者へ提供し、子どもの健康状態の確認に役立てます。
定期健康診断は、ひとりのお子さんに対し、原則年 2 回実施しています。
健診時スタッフは、小児科医師と通園看護師、必要時は通園長あるいは児童発達

支援管理責任者が同席します。療育支援の一環としての意義ももち、健診の環境設定を行い、親子で診察にのぞむ準備に取り組んでいただいています。事前に、身体計測を行い、尿検査を行います。健診当日には、身体診察と検査結果説明を行い、ご家族の困りごとをおたずねします。医学的な精密検査を必要と判断する場合は、適切な医療機関をご案内します。家庭環境への配慮や地域における支援を要する場合は、通園長あるいは児童発達支援管理責任者を通し支援システムへつなぎます。

【食物アレルギー除去食の提供】

- 入園時、保護者提供のアレルギー疾患生活管理指導表をもとに、園長・看護師・調理員により除去が必要な食材を確認し、子どもに安全な給食の提供に取り組みます。
- 給食提供時、普通食トレー（緑色）と区別するため、アレルギー食トレー（ピンク）を使用し、誤食防止に取り組めます。
- 食物アレルギーの状態は保護者に定期的に確認し、アレルギー除去食に変更がある場合、アレルギー疾患生活管理指導表の再提出によりアレルギー除去食の見直しを行います。

〈別紙 9 食物アレルギー除去食の手順書〉

〈別紙 10 アレルギー疾患生活管理指導表〉

【特別食（嚥下食）の提供】

- 子どもの食形態（口腔機能に合せた食形態）にあわせた次に掲げる特別食は、調理員が普通食メニューを工夫して提供します。
 - ①ペースト食（マッシュ食を裏ごしする（粒なし）：離乳初期【前半】）
 - ②マッシュ食（やわらか食をミキサーにかける。：離乳初期【後半】）
 - ③やわらか食（下や歯ぐきで押しつぶせる軟らかさと大きさ：離乳中期）
 - ④カミカミ食（奥歯でつぶせる硬さと大きさ：離乳後期）
- 特別食の提供にあたっては、セラピストが毎日検食を行い、食材の大きさ・硬さ・柔らかさなどの評価を検食簿に記載します。
- 検食簿の指摘事項は食材調理に反映し、子どもにとって最適な給食の提供に取り組めます。
- 必要に応じて、本体の栄養士から特別食の調理について指導を受けます。

〈別紙 11 食形態別提供の仕方（主食・デザート・組み合わせ）〉

〈別紙 12 食形態一覧・口腔機能にあわせた食形態〉

【要医療的ケア児の受け入れ】

気管切開・人工呼吸器管理・胃ろうをはじめとした経管栄養管理・吸引等、日常生活における医療的ケアを必要とするお子さんの受け入れも積極的に行っています。

【親子参加行事の実施】

- 親子がふれあう場や子どもの社会体験の機会を提供するため、次に掲げる行事について実施を予定します。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、方法を変更し実施したため、実績は主に令和元年度分を掲載しています。

- ① **親子レクレーション**〔年 1 回／土曜日〕
 - ① 竹末小学校体育館で実施します。
 - ② 令和元年度実績 94 人 子 23 人／親 57 人／兄弟 14 人
- ② **夏祭り**〔年 1 回／土曜日〕
 - ① 西部分所駐車場で実施します。
 - ② 地域住民が竹末地区の山笠を披露します。
 - ③ 令和元年度実績 155 人
子 43 人／親 73 人／家族 13 人／兄弟 26 人
- ③ **北九州劇場主催「シルエット劇場」**〔年 1 回／平日〕
 - ① 影絵劇を親子で鑑賞します。
 - ② 令和元年度実績 18 人 子 9 人／親 9 人
- ④ **竹末市民センター子育てサークル「すこやかポンッ」**〔平日〕
 - ① 同センター主催サークル活動に、地域の親子と交流するため年 4～5 回参加します。
 - ② 令和元年度実績 5 回参加 延べ 80 人
子 39 人／親 40 人／兄弟 1 人
- ⑤ **園外保育**〔年 4～5 回程度／平日〕
 - ① **到津の森公園**
令和元年度実績 2 回 53 人 子 21 人／親 29 人／兄弟 3 人
 - ② **子どもの館**
令和元年度実績 3 回 114 人 子 52 人／親 61 人／兄弟 1 人
- ⑥ **お楽しみ会**〔年 1 回／土曜日〕
 - ① 竹末市民センターで実施します。
 - ② 令和元年度実績 74 人 子 19 人／親 43 人／兄弟 12 人
- ⑦ **散歩**〔年 20 回程度／平日〕
 - ① クラス単位で実施します。
 - ② 近隣の公園などを活用します。
 - ③ 令和 2 年度実績 50 回 168 人（4～6・9 月、10～11 月・3 月）
- ⑧ **交流保育**〔年 4 回程度／平日〕
 - ① いちご保育園（八幡西区里中）に出向いて実施します。
 - ② 親子で保育所との交流を楽しみます。
 - ③ 令和元年度実績 3 回 33 人

【託児活動の実施】（平成 28 年度開始）

- 家庭の事情から兄弟の預け先がないため通園利用ができない状況を解消するため、ボランティアによる託児活動を継続して行います。
- 事前予約制により、専用託児室で託児を行います。
- 対象は乳児及び長期休み期間の幼稚園児・小学校低学年児です。
- ボランティア募集は近隣の市民センターへチラシを配布し行います。

- ボランティア登録は 10 名程度を予定します。(ボランティア保険加入)

【令和 2 年度実績】

- ① 託児受け入れ延数 143 人
- ② 託児ボランティアの登録実数 10 人
- ③ 託児ボランティアの活動延数 114 回

【通園から移行する施設・学校見学会の実施】

- 移行先の施設環境や運営方針などについて、保護者が直接知る機会を提供するため、見学会を実施します。
- 対象施設は次の施設・学校です。
 - ① ひまわり学園（引野・若松）
 - ② 八幡西特別支援学校
- 見学時、通園スタッフが引率します。(通園バス利用)
- 感染症等の発生・流行の場合、感染対策として中止する場合があります。
- 中止の場合、代替手段として移行先職員が来所し、各種情報を保護者へ提供します。

【保護者対象講座の実施】

- 子どもの成長・進路や生活に関わる各種情報を提供するため、保護者対象の講座を実施します。

【令和 2 年度実績】

- ① 進路説明講座（講師：当所通園長） 5 回
- ② 福祉情報講座（講師：本体地域支援室職員） 15 回

【保護者懇談の実施】

- 情報共有・情報交換などコミュニケーションを深め、子どもや家庭の悩みや不安を把握し、保育活動や家族支援に役立てるため定期的に実施します。
- 懇談の方法は次のとおりです。
 - ① クラス別懇談会（令和 2 年度実績 94 回）
 - ② 保護者個別懇談（令和 2 年度実績 123 回）

8 通園の方法

- 利用者は、次の方法を選択できます。
 - ① 送迎車両の利用（通園バス 1 台・ジャンボタクシー 1 台）
 - Ⓐ 2 台による同時送迎を行います。
 - Ⓑ 送迎地域は「八幡西区」「八幡東区」「若松区」です。
 - ② 自家用車の利用
- 自家用車利用の保護者のため、通園専用駐車場を提供します。(23 台)

9 新型コロナウイルス感染防止対策

- 「2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制」の「衛生管理及び感染症防止の対策」P81 に記載しています。

【数値目標】令和4年度～令和6年度

各年度
通園年間登録総数 120人

参考	H28	H29	H30	R01	R02
目標	100人	100人	100人	100人	100人
実績	122人	130人	127人	138人	120人

親子ひろば（自主事業）

- 親子広場はセラピストを中心とした多職種連携により運営します。
- 親子へ「遊びの場」を提供し、グループ活動や遊びを通して、子どもの成長・子ども同士の関わり方・親子の関わり方などについて指導・助言を行います。

1 「すびか」 毎週金曜日 14:30～15:30（予約制／平成28年度開始）

- すびか＝乙女座の最も明るい一等星（輝いてほしいとの願いから）
- グループ活動や親子遊びを通して、子どもの好きなことを発見し、家庭で実践できる遊びや関わり方を家族に提案します。
- 対象者は次の親子です。
 - ① 何らかの障害を示唆され、リハビリを開始して間もない
 - ② 1歳～おおむね3歳まで（外来併用が原則）
- 次の専門スタッフが対応します。
 - ① 保育士 2名
 - ② 心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士 各1名
 - ③ 医師・看護師（必要に応じて）
- 通園保育室を利用します。
- 対象児の診断名は次表のとおりです。（令和2年度実績）

	未歩行	歩行	計
ダウン症候群	1	2	3
脳性麻痺	1		1
精神運動発達遅滞	3	4	7
その他遺伝子疾患・染色体異常	1		1
言語発達遅滞		7	7
計	6	13	19

2 「すまいる」 毎週月曜日 10:30～11:30（予約制／令和元年度開始）

- グループ活動や親子遊びを通して、子どもの好きなことを発見し、家庭で実践できる遊びや関わり方を家族に提案します。
- 対象者は次の親子です。
 - ① 医療的ケアが必要で、集団参加に制限がある

- ② 定期的な外来利用や通園利用が困難
- ③ まだ歩くことができない
- ④ おおむね1歳～就学前まで（外来併用が原則）
- 次の専門スタッフが対応します。
 - ① 保育士 2名
 - ② 理学療法士・作業療法士 各1名
 - ③ 看護師 1名
 - ④ 医師・言語聴覚士・心理士（必要に応じて）
- 通園保育室を利用します。
- 対象児の診断名は次表のとおりです。（令和2年度実績）

脳性麻痺	6
遺伝子・染色体異常	6
低酸素脳症後遺症	1
計	13

※ 診断名は疑いを含む。

地域支援

- 1 子どもや家族への支援（障害児等療育支援事業「外来相談」）
 - 外来利用者や通園利用者を対象として、子どもの成長や就学・家庭生活・地域生活に関わることなどの相談に対して、保育士等による指導・助言を行います。
- 2 所属集団への支援（保育所等訪問支援事業／令和元年度10月開始）
 - 北九州市にお住いの通園利用者が対象です。
 - 保育所等からの依頼を受け、クラス担当保育士が訪問します。
 - 必要に応じて児童発達支援管理責任者が同行します。
 - 対象児への支援のほか、保育所等職員に対して対象児との関わり方や専門知識・技術の指導・助言を行います。
- 3 ひまわり学園への支援（障害児等療育支援事業「施設専門指導」）
 - 引野・若松ひまわり学園を訪問し、個別ケースに対する評価・処遇困難事例の対応について専門的な助言や研修を行います。
 - 言語聴覚士・心理士が担当します。
 - 令和2年度実績 延べ3回
- 4 障害施設等への支援（障害児等療育支援事業「専門療育指導・施設一般指導」）
 - 障害児者施設・特別支援学校・保育所・病院等からの依頼を受けて訪問し、依頼施設のニーズにあわせて指導・助言を行います。
 - 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理師士が担当します。
 - 令和2年度実績
児童発達支援事業所 67件

5 特別支援学校等への支援（特別支援教育専門医・特別支援教育専門家制度業務）

- 北九州市教育委員会との契約により医療スタッフを学校へ派遣または学校教職員の来所により、対象児への関わり方等の指導・助言を行います。
- 特別支援学校のほか、小学校・中学校も指導・助言の対象です。
- 派遣する医療スタッフは次のとおりです。
医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- 令和2年度実績 延べ30回

6 訓練見学の受け入れ

- 近隣の特別支援学校等の依頼を受け、教職員の訓練見学受け入れを継続して行います。
- 学校在籍児への訓練状況を担当教職員1～2名が見学しながら、セラピストによる説明や指導・助言を行います。
- 担当スタッフは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を予定します。
- 令和2年度実績は次表のとおりです。

	回数	対象児	教員	セラピスト
八幡西特別支援学校	22	24人	25人	18人
直方特別支援学校	4	4人	4人	6人
嘉穂特別支援学校	1	1人	1人	2人
築城特別支援学校	2	2人	2人	4人
福岡特別支援学校	1	1人	1人	2人
計	30	32人	33人	32人

7 実習生の受け入れ

- 将来の福祉人材育成のため、保育専門学校・短期大学・大学等からの依頼を受け、保育等実習生の受け入れを継続して行います。
- 令和2年度実績は次表のとおりです。（延べ79日間）

		延べ数	期間
東筑紫短期大学	保育実習	3人	5日間
福岡県立大学	介護体験実習	1人	10日間
西南女学院大学	相談支援実習	2人	12日間
西南女学院大学	保育実習	1人	10日間
西南女学院大学	保育実習	2人	10日間
			79日間

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組について

1 基本的な考え方

医療機能（診療所）と福祉機能（児童発達支援センター等）をあわせ持つ社会福祉施設として、医師をはじめとする専門スタッフが利用者にとって最適な医療・福祉サービスを提供することにより、利用者の増加や利便性の向上に取り組みます。

また、西部分所の役割（機能）について、行政（障害支援課・市保健所等）及び、特別支援学校、幼稚園・保育所等ご利用児の所属組織との連携により、支援が必要な子供たちへの継続的な支援ができるよう取り組みます。

2 具体的な取組

○ 情報の発信

① 当所HPの活用

外来診療・きらきら通園等に関する事業運営について、地域社会に向けて発信します。

② 園だよりの配布

きらきら通園の運営について毎月作成し、近隣の市民センター等への配布を通して、当所の運営を地域社会に発信します。

③ 北九州市各区役所、医療機関などの連携機関への情報提供

○ 外来診療に関する取組

① 非常勤医師の確保

利用者へ安定した障害医療サービスを提供するため、本体や地域の医療機関等との連携により非常勤医師の派遣を受け、外来診療体制を維持します。

② 乳幼児歯科検診の実施

非常勤の歯科医師を確保して、乳幼児の成長に欠かせない、ニーズの高い乳幼児歯科検診を実施します。

③ リハビリ工学技士の派遣・補装具専門事業者の受け入れ

毎週木曜日に実施する「補装具外来」では、本体からのリハビリ工学技士の派遣・補装具専門事業者3社の受け入れを継続し、補装具に関する丁寧な相談・助言を継続して行います。

④ 中古補装具貸出サービス・訓練用器具の貸出サービスの実施

外来利用者に対して、日常生活の利便性向上並びに運動機能の向上を目的として、上記サービスの提供を自主事業として継続実施します。

⑤ 外来診療における新たなニーズ対応

外来診療において、西部分所診療科以外のニーズも散見してきている。本体と同程度のサービス提供を目指すためにも、人員配置等難しい面もあるが、本体との連携のもと、ご利用者が地域で生活できる支援体制を整備していきたい。

例) 乳幼児の栄養指導、眼科的なニーズへの対応 等

○ 外来訓練に関する取組（令和3年1月から実施済）

心理、言語訓練のニーズは年々増加しており、西部分所でも心理・言語外来頻度の確保も困難となってきた一方で、家族支援・地域支援につながらないケースもみられ、西部分所のみでは支援体制に限界があります。この状況を少しでも改善できるよう、ST・心理の外来対象児に対して、保護者の同意を得て、評価指導目的および目標期限を明確化したプログラムを進めることとし、最終的に評価結果やそれに基づく対応方法等を保護者と一緒にまとめ、そのまとめをご家庭や所属集団など子どもの「生活の場」でも活用していただけるよう取組みます。

評価結果や対応方針等を地域の所属集団と共有することで、地域支援の受け皿確保および質の向上につとめ、連携を強化していきます。

○ 通園に関する取組

① 常勤看護師の配置

本体勤務の経験がある障害医療に精通した常勤看護師を通園に配置し、医療

的ケア児が安心して通園できる体制を継続して維持します。

② 身体測定・健康診断の実施

利用者の健康状態に関する情報を保護者に提供し、子どもの成長の様子をいつでも把握できるよう、身体測定・健康診断を実施します。

③ ボランティアによる託児活動の実施

家族が通園児兄弟の預け先を確保できず通園利用ができない状況を解消するため、ボランティアによる託児活動を継続して維持します。

④ 各種講座の実施による情報提供

保護者を対象として、当所の看護師・保育士・セラピストが講師となり、日常生活に役立つ情報提供のため講座を継続して実施します。

⑤ 利用者送迎 2 台体制の実施

送迎を希望する利用者のため、送迎車両 2 台（バス 1 台・ジャンボタクシー 1 台）による同時送迎（2 方面）を継続して実施します。

⑥ 通園専用駐車場の提供

自家用車利用の保護者のため、通園専用駐車場（23 台）を常時提供します。

⑦ 「親子ひろば」の運営

外来利用者を対象とした親子の遊びの場等の利用を通して、通園の保育活動等情報を提供し、通園利用の促進に取り組みます。

⑧ 要医療的ケア児・要医療児の受け入れ

開設当初より、北九州市 2 か所の肢体不自由児親子通所支援施設（本体にここに通園と西部分所きらきら通園の 2 か所）として機能してきましたが、医療的ケア児および難病などの要医療児は、運動機能障害の程度にかかわらず、年々増加しています。運動機能障害の重症度にかかわらず、医療的ケア児等の受け入れを実施します。

○ **地域支援に関する取組（詳細は 2-（1）の ア P36～P37）**

① 障害児等療育支援事業（外来相談）の実施

外来・通園利用者を対象として、子どもの成長や就学・家庭生活・地域生活等の相談に対して、保育士等による指導・助言を実施します。

② 障害児等療育支援事業（施設専門指導・施設一般指導）の実施

引野・若松ひまわり学園を訪問し、言語聴覚士等が処遇困難事例等への専門的な指導・助言、研修を実施します。

③ 障害児等療育支援事業（専門療育指導）の実施

障害施設・特別支援学校・保育所等の依頼を受け、スタッフ訪問による指導・助言を実施します。

④ 保育所等訪問支援事業の実施

北九州市在住の通園利用者を対象として、保育所等からの依頼を受け、保育士等訪問による対象児支援・保育所等職員支援を実施します。

⑤ 特別支援教育専門医・特別支援教育専門家制度業務の実施

北九州市教育委員会との契約により、特別支援学校等への医療スタッフ派遣等による教職員への指導・助言を実施します。

⑥ 訓練見学の受け入れ

特別支援学校等の依頼を受け、教職員の訓練見学受け入れを継続して行い、学校との連携を図ります。

ウ 施設間の有機的な連携を図るための取り組み

1 基本的な考え方

北九州市立総合療育センター西部分所は、総合療育センター（本体）のサービスを身近なところで受けたいという北九州市西部地域の方々のご要望にこたえ、平成 28 年 4 月に、西部地区の療育支援の充実を図ることを目的に設立されました。

西部分所と本体を当事業団が一体的な管理・運営を行い、施設間の連携を強化することにより利用者にとって有益（効果的・効率的）なサービス提供が可能となるものと考えます。

西部分所は、分所の持つ機能を最大限発揮するとともに、本体との密接な連携により利用者サービスの向上を図っていきます。

2 具体的な内容

○本体との役割（機能）分担

（1）本体の総合外来（初診）受診

北九州市立総合療育センター（本体、西部分所）の診療・訓練を希望する場合、すべて、本体の総合外来の受診が必要です。本体での総合的・全体的な評価のもと、北九州市の西部地区にお住いの利用者に対して身近な地域で治療等のサービスを提供していきます。

また、利用者の所属する保育所等への支援も西部分所が担っていきます。

（2）本体からの医師等の派遣

今後とも、本体から、小児科・整形外科・歯科及びリハビリ工学技士の派遣を受け、外来診療（相談）体制を確保して安定した障害医療サービスを提供します。

（3）西部分所で実施していない検査等が必要になった場合の本体受診

西部分所において、日々の診療、訓練等を実施し、その過程でより精密な検査・他科診断等が必要になれば、本体の検査及び診療科を受診し、適切な療育へと繋げていきます。

（4）地域支援室及び相談支援事業所「あだち」との連携

西部分所内には、独立した地域支援室の設置はなく、本体地域支援室及び相談支援事業所「あだち」に、それぞれ主に西部分所を担当するケースワーカーおよび相談支援専門員が配置されています。しかし日常的なケースワークや相談支援を行うことは困難であり、通園では、実際は通園長、児童発達支援管理責任者等がその機能を果たしていますが、外来等の利用者へのケースワークを安定的に行えていないのが現状です。

利用者の専門的・複雑な相談等のニーズに対応していくために、本体の地域支援室及び相談支援事業所「あだち」との連携をより強化することで、西部分所の相談支援体制を整備していきます。

○情報の共有

（1）電子カルテによる患者情報の共有

- ・初診患者情報
- ・西部標榜科以外での症状・治療情報等の共有
- ・西部分所と本体間での移行ケースの情報の共有

（2）会議等による情報の共有

- ・ 本体指導科会議等への出席
- ・ 本体委員会等の情報の共有

○ 専門性の向上、継承

障害児療育（医療、教育等）に関わる専門職員の育成・専門性の継承を本体と一体となり推進していきます。

- (1) 学術集会等開催による専門性の向上
- (2) 法人としての統一的な職員育成（新採、3年次・6年次研修 他）
- (3) 調査・研究の共同運営、受託事業の情報共有と業務調整
- (4) 異動による職員間の交流

エ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する取組について

1 基本的な考え方

当所の役割や提供する障害医療・福祉サービスについて、北九州市や中間市など北九州西部地区にお住まいの方にホームページ等により発信し、地域社会での暮らしを支え、障害のある方の早期発見・早期療育の実現に取り組みます。

2 具体的な取組

○ ホームページの活用（以下は掲載情報）

- ① 定期的に掲載情報を見直し、適切な情報発信に取り組みます。
- ② 掲載情報は以下を予定します。
 - Ⓐ 診療所（特徴・診療科目・予約方法など）
 - Ⓑ 通園（概要・運営方法・利用のしかた・一日の流れなど）
 - Ⓒ 親子ひろば
 - Ⓓ 出かけるサービス
 - Ⓔ 所内の案内
 - Ⓕ アクセス
 - Ⓖ トピックス など

○ 施設パンフレットの設置・配布

- ① 本体・当所の受付に設置し、来所者へ施設情報を提供します。
- ② 見学者・実習生・ボランティアに配布し、当所を広報します。

○ 通園広報誌

- ① 通園利用者に対して、時季に応じた行事や感染予防など役立つ情報を定期的に発信します。〔月1回〕

- 北九州市各区役所、医療機関などの連携機関への情報を提供します。

〈別紙 13 西部分所パンフレット〉

〈別紙 14 通園だより〉

オ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

1 基本的な考え方

- 厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」をもとに、利用者の課題を整理し、当所の多職種連携による検討の場を通して、利用者にとって最善な「発達支援」「家族支援」「地域支援」の実現に向け、同計画を作成します。

- 作成にあたっては家族の要望・意向を丁寧に聴き取り、作成した同計画は支援の目標・具体的支援方法などを家族へ十分に説明し、理解と同意のもと、必要な支援を開始します。

〈別紙 8 きらきら通園「個別支援計画」マニュアル〉

2 具体的な取組

○ 多職種連携による支援の検討

- ① 利用者の発達や障害特性などに応じたプログラム（個別支援計画）を多職種連携により作成します。
- ② 支援の検討にあたり、保育士・指導員をはじめ、医師・看護師・セラピスト（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士）が参加する「通園カンファレンス」を実施します。〔週 3 回〕
- ③ 「通園カンファレンス」では、多職種の視点により広く利用者一人ひとりの発達や課題、対応方法などを検討し、個別支援計画に反映します。
- ④ 利用者の情報は関係する職員全員が情報共有することにより、利用者の日々の保育活動を通じて課題を把握し、課題分析及び改善策の検討に取り組みます。
- ⑤ アセスメントツールとして、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士による発達検査等を活用します。

○ 利用者意見の反映

- ① 個別支援計画の作成にあたり、保護者の意見・要望を聴取します。
- ② 意見等の聴取は、個人懇談や日々の保育活動を通じて集約します。
- ③ 集約した意見・要望は、「通園カンファレンス」等検討の場で利用します。
- ④ 作成した個別支援計画を保護者に事前説明のうえ同意を得て、個別支援計画に基づいた保育活動及び療育支援を行います。
- ⑤ 個別支援計画の見直しは、保護者の意見・要望や支援計画の進捗状況に応じて定期に行い、個別支援計画に基づいた利用者にとって最善の療育サービスの提供に取り組みます。

カ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組

1 基本的な考え方

- 家族は、医療・療育など多様な支援を必要とする子どもについて、日常的に多くの悩みや不安を抱えています。
- 家族の悩みや不安を和らげ解消するためには、障害に関する専門知識・相談支援の豊富な経験や支援機関とのネットワークを有するスタッフを配置することが不可欠です。
- 当所は、家族がいつでも相談できる機会、意見交換や情報提供の場など家族支援の体制を整え、今後も家族支援の充実に取り組みます。

2 具体的な取組み

○ 外来相談の実施

① 外来・通園利用者を対象として、子どもの成長や就学・家庭生活・地域生活に関わることなどについて、保育士等による相談を実施します。

○ **通園懇談会等の実施**

- ① 保護者懇談会の実施〔令和2年度実績 94 回〕
- ② 保護者個別懇談の実施〔令和2年度実績 123 回〕
- ③ 通園連絡ノートの活用〔通園日〕
- ④ アンケートの実施
 - Ⓐ 北九州市が実施するアンケート〔年 1 回〕
 - Ⓑ 当所が実施するアンケート〔年 1 回〕

○ **通園保護者への情報提供**

① 保護者講座

当所の強みである専門スタッフや本体スタッフの協力により、通園保護者を対象とした講座を実施します。

なお、令和2年度の実績は次のとおりです。

- Ⓐ 進路説明講座 計 15 回
- Ⓑ 福祉情報講座 計 15 回

② 貸出図書の設定

障害や育児に関する知識獲得のきっかけづくりとして、図書の貸出を行います。

○ **交流の場の提供**

- ① 保護者懇談会の活用
- ② 保護者が参加する各種行事の活用
- ③ 保護者だけの昼食時間帯の設定

保育室から離れ、保護者だけで昼食する機会を持つことで、お互いに相談し合える交流の場を提供します。〔毎日〕

○ **関係機関との連携**

通園利用者を対象として、電話・来所・訪問等による児童発達支援事業所等へ指導・助言を行います。

① 具体的な指導・助言の内容は次のとおりです。

- Ⓐ 所属先での行動観察
- Ⓑ 当通園での実際の関わりの見学
- Ⓒ 支援会議の実施

② 令和2年度実績は次のとおりです。(延べ 193 件)

- Ⓐ 児童発達支援事業所 67 件
- Ⓑ 幼稚園 57 件
- Ⓒ 保育所 46 件
- Ⓓ 学校・教育委員会 10 件
- Ⓔ その他(保健師等) 13 件

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者が満足を得られるための取組

1 基本的な考え方

- 利用者の障害程度や障害特性などにより、利用者が必要とした求める障害医療・福祉サービスは多様です。
- 利用者が満足を得られるサービス提供のため、利用者の要望や意向を適切に把握し、提供サービスへ反映することが重要です。
- また、利用者が日常生活を安心して過ごすために必要な医療・福祉に関する情報の提供も必要です。
- 当所は、次に掲げる事項を常に意識しながら、利用者の「満足」「安心」「信頼」に答えるため、日常のコミュニケーションを大切にし、利用者の意見・要望に耳を傾け、利用者を第一に考えたサービス向上に取り組めます。
 - ① 施設の利用環境が快適であること
 - ② 職員の対応が心地よいものであること
 - ③ 提供サービスが利用者のニーズを充たすものであること
 - ④ 利用者の声に耳を傾け、意見・要望を施設運営に反映すること
 - ⑤ 利用者の日常生活・地域生活に役立つ情報を提供すること

2 具体的な取組

【当所全体】

- 日常のコミュニケーションを大切にし、利用者への声掛けや気軽に相談できる雰囲気づくりを心がけます。
- 投書箱「声の箱」を受付窓口に設置します。
- 苦情受付の窓口について、外来に掲示します。
- 医療・福祉情報を外来待合ホール・通園玄関に掲示します。

【きらきら通園】

- 保護者個別懇談を実施します。〔年3回程度〕
- クラス懇談会を実施します。〔年2回程度〕
- 連絡ノートを活用します。〔利用者の通園日〕
- 保護者講座を実施します。〔年4回程度〕
- 保護者アンケートを実施します。〔市1回／当所1回〕
- 親子通園のメリットとして、日常的に相談できる雰囲気作りに努めます。

【数値目標】市障害者支援課実施アンケート

	4年度	5年度	6年度	
満足度	90%以上	90%以上	90%以上	
参考	H28	H29	H30	R01
目標	80%以上	80%以上	80%以上	90%以上
実績 外来	84%	96%	96%	99%
実績 通所	88%	97%	97%	98%

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

1 基本的な考え方

- 当所の運営や提供サービスの維持・向上のため、利用者の意見・要望を集約する体制を整えることが重要です。
- また、集約した意見・要望について、職員による課題共有や改善策の対応検討を行う場を設けることが必要です。
- さらに、検討結果を利用者に速やかに報告し、可能な限り意見・要望を当所の運営や提供サービスに反映することが求められます。
- 利用者の意見・要望を反映し、利用者が満足を得られるよう、施設運営の改善と提供サービスの向上に取り組みます。

2 具体的な取り組み

○ 意見集約の方法

前項アの「2 具体的な取組」のとおりです。

○ 意見検討の仕組み

集約した利用者の意見・要望は医療・通園スタッフにより共有し、各種検討の場で医療計画・個別支援計画等へ適切に反映し、利用者のニーズにあわせた障害医療・療育サービスの提供に取り組みます。

- ① 新患カンファレンス〔週 1 回〕
 - ② 通園運営会議〔月 2 回〕
 - ③ 通園カンファレンス〔週 3 回〕
 - ④ 通園クラス別ミーティング（月 6 回程度）
 - ⑤ 給食委員会〔月 1 回〕
 - ⑥ 係会議
 - ① 通園職員会議〔基本は毎日午後〕
 - ② 通園係会議〔週 1 回〕
 - ③ 訓練係会議〔週 1 回〕
 - ④ 庶務係会議〔適宜〕
 - ⑦ 運営会議〔週 1 回／所長・係長 3 名対象〕
- #### ○ 検討結果の回答・周知
- ① 個別の回答（利用者特定の場合）
 - ② 掲示板による回答（利用者匿名の場合）

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

1 基本的な考え方

- 利用者が、気軽にいつでも苦情・相談・意見を申し出ることができる環境を整えることが重要です。
- 特に、苦情に関してはその内容を的確に把握し、課題改善に向けた検討を速やかに行い、改善策を利用者に説明することが求められます。
- 事業団の「苦情解決実施要領」・当所の「苦情解決の仕組み」に基づき、苦情の集約・検討・改善を速やかに行い、利用者の「満足」「安心」「信頼」を獲得するとと

もに、障害医療・療育サービスの向上に取り組めます。

〈別紙 15 西部分所 苦情解決の仕組み「お聞かせください」〉

〈別紙 16 福祉事業団福祉サービス苦情解決実施要綱〉

〈別紙 17 福祉事業団苦情解決実施要綱の事務取扱要領〉

2 具体的な取組

- 苦情受付窓口の設置
- 苦情解決責任者の選定
- 外来に苦情受付の掲示
(苦情解決責任者の氏名及び第三者委員の氏名・連絡先を含め)
- 「きらきら通園重要事項説明書」に苦情受付の明示
(利用契約の際に説明)
- 意見箱「声の箱」を外来受付窓口に設置
- 利用者アンケートの実施〔市1回／当所1回〕
- 苦情対応研修への参加

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

1 基本的な考え方

- 医療・福祉に関する情報を利用者へ提供することは、日常生活の利便性向上や地域社会で安心して暮らすために役立つことです。
- また、利用者に限らず、広く市民へ情報発信することで、障害福祉への理解と認識を深めることも期待できます。
- 当所ではこの考えを基本として、医療・福祉情報を提供するための広報活動に取り組めます。

2 具体的な取組

次の方法を活用して、情報の発信を行います。

- 当所ホームページの活用〔随時更新〕
 - ① 診療所の紹介（診療科・診療日等）
 - ② 通園の紹介（自己評価・保護者評価の掲載を含め）
 - ③ 親子ひろばの紹介
 - ④ 出かけるサービス
 - ⑤ ボランティアの募集 など
- 外来・通園掲示板の活用
 - ① 福祉制度
 - ② 各種福祉サービス
 - ③ 感染症・予防接種
 - ④ 医療・保険制度
 - ⑤ 子育て支援
 - ⑥ 地域の催し など

- 通園スタッフ等による保護者講座の実施
【令和2年度実績】
 - ① 進路説明講座（講師：当所通園長）5回
 - ② 福祉情報講座（講師：本体地域支援室職員）15回
上記以外、例年、感染症講座・言語・運動講座を職員（講師：当所PT・ST）が実施しており、今後も実施していきたい。
- 通園だよりの配布〔月1回〕
- クラス別保育計画の配布〔月1回〕
- 通園連絡ノートの活用
- 当所パンフレットの窓口設置
- メールを活用した通園利用者への感染症情報の配信

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

1 基本的な考え方

- 利用者が安心して地域での日常生活を過ごすために必要なことは、ニーズに沿った障害医療・療育サービスを住まいの近隣でいつでも利用できることです。
- 利用者のニーズを把握し、ニーズを反映した医療計画・個別支援計画等に沿った障害医療・福祉サービスを提供して利用者の日常生活を支えるため、利用者の年齢や生活環境の変化に応じた意見・要望を把握する体制の整備に取り組みます。

2 具体的な取組

- ニーズの把握
 - ① 当所初診時の診察
 - ② 通園希望者の利用前面談
 - ③ 個別懇談・クラス懇談・通園連絡ノートの活用（通園利用者）
- ニーズの検討・調整
 - ① 新患カンファレンス〔週1回〕
所長・医療スタッフ・指導スタッフ全員が参加
 - ② 通園カンファレンス〔週3回〕
所長・関係する医療スタッフ及び指導スタッフが参加
 - ③ 通園クラスミーティング〔発達系月1回／運動系月2回〕
医療スタッフ・指導スタッフの担当者全員が参加
（保育士・指導員・看護師・PT・OT・ST・心理士）
 - ④ 保育活動打ち合わせ（運動系クラスのみ毎日）
運動系クラス担当者全員が参加
（保育士・指導員・看護師・PT・OT・ST・心理士）
 - ⑤ モニタリングの実施
- ニーズ反映の周知
 - ① 医療計画の説明（外来利用者）
 - ② 個別支援計画の説明（通園利用者）

カ サービスの質を維持・向上するための具体的な提案**1 新人職員研修**

- 事務局主催による基礎研修〔年3回〕
- 事務局主催による専門研修〔年3回〕
- 職員研修所を利用した研修（年1回）
- センター本体主催の研修〔適宜〕
- 当所主催の新人研修（適宜）

2 中堅職員研修

- 事務局主催による研修〔年1回〕

3 係長・課長研修

- 事務局主催による研修〔年1回〕

4 本人支援・家族支援に必要な支援技術等の向上**○ 職場内研修**

- ① 事業団主催の「療育研修報告会」（年1回／実践研究発表）
- ② センター本体と合同開催の「学術集会」（年1回／実践研究発表）
- ③ 当所主催の保育専門研修（外部講師招聘／年3～4回）
- ④ 人権研修〔年2回〕
- ⑤ コンプライアンス研修〔年4回〕
- ⑥ 症例検討会〔月1回〕

○ 職場外研修

- ① 学会
 - Ⓐ 小児精神神経学会
 - Ⓑ 発達心理学会
 - Ⓒ 発達障害学会
 - Ⓓ 日本コミュニケーション障害学会
 - Ⓔ 日本臨床心理学会
- ② 研究会
 - Ⓐ 日本ボバース研究会
 - Ⓑ 日本ポーター協会
- ③ 専門職別団体による研修 ※ 以下は加入団体
 - Ⓐ 日本理学療法士協会
 - Ⓑ 福岡県理学療法士協会
 - Ⓒ 日本作業療法士協会
 - Ⓓ 福岡県作業療法協会
 - Ⓔ 日本言語聴覚士協会
 - Ⓕ 福岡県日本言語聴覚士協会
 - Ⓖ 日本臨床発達心理士会
 - Ⓗ 福岡県臨床心理士会

- ④ 職種別研修（随時）
 - Ⓐ 施設管理者研修
 - Ⓑ 保育士研修
 - Ⓒ 調理員研修
 - Ⓓ 事務員研修
- ⑤ テーマ別研修（随時／以下は実績）
 - Ⓐ 発達障害
 - Ⓑ 嚥下食
 - Ⓒ 感染症
 - Ⓓ 食中毒
 - Ⓔ 市主催の集団指導（障害福祉サービス） など

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

1 再委託による経費の節減

- 安定した事業運営と経費の節減を図るため、入札・見積競争等適切な事業者選定方式を用いて適切な価格により事業者を選定し、業務委託を実施します。
- 委託業務の内容により「事務局」「センター本体」「当所」に区分して事業者を選定しています。
 - ① 事務局 運営施設に共通する業務
 - ② センター本体 当所と共通する業務
 - ③ 当所 主に当所単独仕様による業務
- 今後もこの方式を継続し、安定した施設運営の確保と経費削減に取り組みます。

【主な委託業務】

事務局	清掃業務
	空調設備保守
	機械警備業務
	消防設備保守
	電気設備保守
	自動扉保守
	給食従事者の便細菌検査
	寝具類洗濯
	自動販売機設置
	建築物等定期点検
	本体
医療廃棄物処理業務	
被爆線量測定業務	
当所	診療報酬請求事務
	電子カルテシステム保守
	医事会計システム保守
	歯科情報システム保守
	X線装置保守
	CR画像読取装置保守
	通園利用者送迎業務（バス運行）
	ホームページ保守
	複写機保守
	施設営繕業務（屋内の小修繕等）
	環境整備業務（敷地除草）

2 水道光熱費の節約

- 北九州パワーとの契約

九州電力と比較し、より安価な料金設定を行っている北九州パワーとの契約を継続し、経費の節減に取り組みます。
- 節電・節水への取組み
 - ① 「空調」
 - Ⓐ 環境省が平成 17 年度から提唱している「クールビズ」「ウォームビズ」の室温目安を目標として、空調温度の最適化に取り組みます。
 - 『クールビズ』 夏 28 度基準
 - 『ウォームビズ』 冬 20 度基準

⑧ 空調設備のスケジュール機能（週単位で空調温度を諸室・共用スペース別に時間指定で個別設定）を活用した夏季・冬季の自動運転を行い、利用者の身体状態に配慮しながら、節電への取り組みを継続して行います。

⑨ また、夏季に日差しが強く当たる諸室（スタッフルーム・通園遊戯室）の外側にサンシェードを設置し、遮熱効果による室温上昇を抑止する取り組みを継続します。

② 「水道」

手洗い場に節水協力の張り紙を掲示し、職員・利用者の節水意識を高めます。また、トイレ手洗いは蛇口の締め忘れ等防止のため自動水栓を採用しています。

③ 「電灯」

利用者・職員不在の諸室・スペースの電源 OFF に取り組みます。

目標】 指定管理料 R4年度～R6年度

	各年度	単位 :千円
収入	167,404	
支出	266,668	
指定管理料	99,264	

イ 収入を最大限確保する提案について

1 ホームページの活用

当所ホームページで各種サービスの内容を情報発信することにより、広く当所のサービスを周知するとともに、利用者への情報提供を継続します。

2 パンフレット・通園しおり等の活用

見学者・実習生など来所者に対して、パンフレット・入園しおり等当所の事業概要を記載した印刷物を配布し、当所を広報するとともに利用者の増加に努めます。

〈別紙 13 西部分所パンフレット〉

〈別紙 18 入園しおり〉

ウ 利用料金の設定について

1 以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。

- 医科及び歯科点数表に定められた診療報酬
- 児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

2 食事代等実費に関わる料金は、食材調達等費用や類似施設の料金体系等を勘案して適正な単価を設定します。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

1 収入計画

○ 次のデータを参考として、収入算定に用いた基礎データを設定しています。

- ① 令和4年度～令和6年度の診療・通園日数（想定）
- ② 平成28年4月～令和3年3月の実績
- ③ 令和元年度決算
- ④ 令和3年度予算

【基礎データ】

医療		
整形外科		診療日数
週3日常勤	147日	火・木・金曜日
月1半日:非常勤	12日	第3火曜日
月1半日:非常勤	11日	第2水曜日
リハビリテーション科		
月1～2半日:非常勤	15日	第2.3.5金曜日
小児科		
一日診療:常勤	193日	月2日の出張除く
半日診療:常勤	24日	
週1半日:非常勤	44日	月曜日
週1半日:非常勤	48日	火曜日
週1半日:非常勤	49日	金曜日
月2半日:非常勤	23日	第4水・第2木曜日
月2～3半日:非常勤	26日	第1・3・5水曜日
歯科		
週1全日:非常勤	44日	月曜日
週1半日:非常勤	49日	第1・3・5金曜日
		第2・4水曜日
月2～3半日:非常勤	26日	第1・3・5水曜日
月2半日:非常勤	23日	第2・4金曜日
訓練		242日
通園		
開園日数	239日	
一日平均	26.0人	
延べ利用	6,214人	
地域支援		
外来療育指導事業	2,247回	
施設専門指導事業	1回	
施設一般指導事業	6回	
専門療育指導事業	105回	

2 支出計画

○ 人件費

- ① 正規・嘱託
 - Ⓐ 「2-(5)管理運営体制」の人員配置を基に算定
 - Ⓑ 看護師（常勤嘱託）1人を追加
- ② 非常勤医師
 - Ⓐ 医師数は令和3年度を基に算定
 - Ⓑ 勤務回数は令和4～6年度勤務予定回数の年間平均値を使用
- ③ 臨時職員
 - Ⓐ 配置数・費用は令和元、2年度実績を参考として算定

○ 事業費

令和3年度予算を参考として算定

○ 事務費

令和 3 年度予算を参考として算定

イ 指定管理業務の適切な再委託について

1 基本的な考え方

- 再委託については、「2-(3)指定管理料及び収入」の「ア指定管理業務に係る費用について」P63 に示したとおり、入札等による適切な事業者選定方式を用いて業務の再委託を行い、円滑な施設運営ならびに経費の節減に取り組みます。

2 具体的な取組

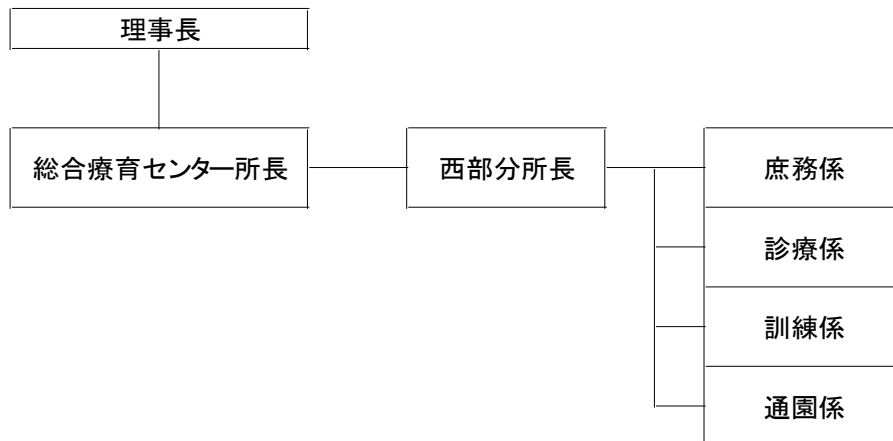
- 主な再委託業務については、「2-(3)指定管理料及び収入」の「ア指定管理業務に係る費用について」P63 に示したとおりです。

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

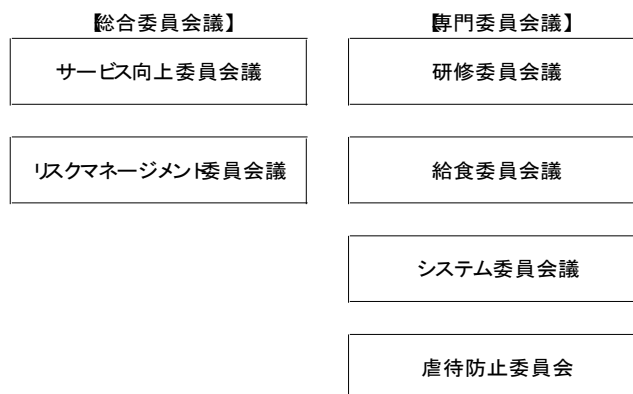
1 管理体制図

- 事業団の規程により総合療育センター所長の指揮監督のもと、分所長（課長級）が各係を統括して施設運営を行います。



2 各種委員会

- 当所が提供する医療・福祉サービスの向上並びに利用者の安全・安心を図るため、各種委員会を設置します。
- 委員会で協議・検討・決定した情報は職員全員が共有し、円滑な施設運営に取り組みます。



〈別紙 19 総合療育センター西部分所委員会議規程〉

イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

1 基本的な考え方

- 当所は、医療機関と児童福祉施設の機能を併せ持つ社会福祉施設です。
- 医療機関（無床診療所）として、医療法に規定する配置基準に従い、医師を配置します。
- 児童福祉施設として、児童福祉法に規定する障害福祉サービス指定基準に従い、指導員等必要な職種・人員を配置します。
- そのほかに、当所の円滑な施設運営を維持するために必要な職種・人員を配置します。

2 具体的な配置計画

○ 配置する職種及び人員は次のとおりです。

	常勤	非常勤		
施設長	1		小児科医師 整形外科等	
医師	1	11		
歯科医師		3		
看護師	3	2		
歯科衛生士		2		
理学療法士	3			
作業療法士	3			
言語聴覚士	3			
心理士	3			
通園長	1			保育士 保育士
児童発達支援管理責任者	1			
指導員	1			
保育士	9	4		
調理員	1	4		
事務員	4			
計	34	26		

【きらきら通園の配置基準】

児童指導員及び保育士 総数は障害児の数を4で除して得た数以上

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

調理員 1人以上

児童発達支援管理責任者 1人以上

管理者（通園長／支障がなければ他の職務との兼務可）

【保育所等訪問支援の配置基準】

訪問支援員 必要な数（児童指導員・保育士の兼務可）

児童発達支援管理責任者 1人以上（通園配置者の兼務可）

管理者（他の職務との兼務可）

○ 非常勤医師招聘の予定は次のとおりです。

整形外科	2	総合療育センター
リハビリテーション科	1	産業医科大学病院
小児科	1	総合療育センター
	1	JCHO九州病院
	2	産業医科大学病院
	1	在宅医師
歯科	1	総合療育センター
	1	歯科クリニック
	1	在宅医師

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

1 国家資格を有する専門職種

- 国家資格を必要とする医療・福祉の専門職を多数配置し、障害医療・障害リハビリテーション・障害児療育における北九州西部地区の専門施設として、「本人支援」・「家族支援」・「地域支援」に積極的に取り組みます。

医師	10	医師法 昭和23年法律第201号)
歯科医師	3	歯科医師法 昭和23年法律第202号)
看護師	3	保健師助産師看護師法 昭和23年法律第203号)
歯科衛生士	2	歯科衛生士法 昭和23年法律第204号)
理学療法士	3	理学療法士及び作業療法士法 昭和40年法律第137号)
作業療法士	3	理学療法士及び作業療法士法 昭和40年法律第137号)
言語聴覚士	3	言語聴覚士法 平成9年法律第132号)
心理士	3	公認心理師法 平成27年法律第68号)
保育士	11	児童福祉法第18条の18
調理員	1	栄養士法 昭和22年法律第245号)
		調理師法 昭和33年法律第147号)

- ※ 医師人 8 人・歯科医師 3 人・歯科衛生士 2 人は非常勤。
 ※ 保育士 11 人は通園長及び児童発達支援管理責任者含む。
 ※ 保育士資格と社会福祉士資格重複者 2 人。

2 常勤職員の経験年数（令和 3 年 4 月 1 日時点）

- 当所は、国家資格を保有する専門職も含め、障害施設等での勤務経験が長い常勤職員を多く配置しています。
- 障害医療・障害リハビリテーション・障害児療育の高い専門性を活用し、本人・家族支援のほか、地域の障害施設・特別支援学校等への支援についても積極的に取り組みます。
- 職種別の経験年数は次表のとおりです。（令和 3 年 4 月 1 日現在常勤）

医師	29年	通園長	32年
看護師	16年	児発管	16年
看護師	26年	指導員	2年
理学療法士	30年	保育士	35年
理学療法士	13年	保育士	39年
理学療法士	5年	保育士	16年
作業療法士	41年	保育士	8年
作業療法士	9年	保育士	27年
作業療法士	6年	保育士	10年
言語聴覚士	15年	保育士	7年
言語聴覚士	8年	保育士	1年
言語聴覚士	0年	保育士	0年
心理士	30年	調理員	12年
心理士	11年	事務員	39年
心理士	10年	事務員	9年
		事務員	5年
		事務員	4年

※ 児発管＝児童発達支援管理責任者

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

1 基本的な考え方

- 事業団は、組織力・人材力を強化し、地域社会への貢献を一層推進するため、平成 22 年に「基本理念」・「経営方針」・「行動規範」を制定しています。

- 今後も、「基本理念」等並びに5年毎に事業団運営・施設運営の方向性を示す「中期計画」に従い、医療・福祉分野の最大資源である「人材」の育成を重要課題と位置付け、「求める人材像」・「人材育成の基本的方向」・「職員研修の基本方針」を明確にし、地域福祉を支える人材の育成に取り組みます。

2 具体的な取組

事業団の研修

【求める人材像】

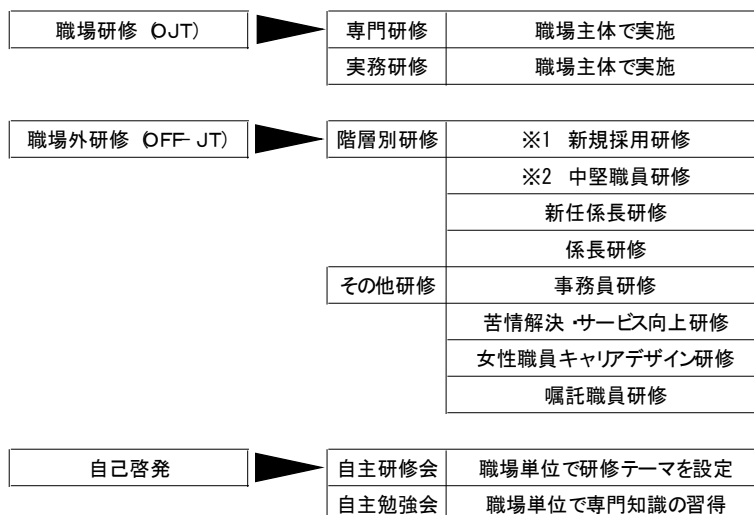
- ① 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
- ② 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
- ③ 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

【人材育成の基本的方向】

- ① 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
- ② 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
- ③ 職員研修はOJT（職場内研修）を基本とする。
- ④ 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

- ① 前に踏み出す力の育成
- ② 考え抜く力の育成
- ③ チームで働く力の育成



※3

- ※1 新規採用職員研修 採用時研修
6ヶ月後フォローアップ研修
- ※2 中堅職員研修 3年次
6年次
10年以上
- ※3 自主研修会 事業団は毎年、各施設から職場単位で年間取り組む研修テーマ

マを募集しています。

研修テーマに取り組む職員により自主的に作られた職場グループに対して、事業団は研修費用を支援し、職員の自己啓発・自己研鑽の推進に取り組んでいます。

所内の研修

- 所内では、法令の遵守・人権の尊重・専門性の向上等を目的として、次に掲げる研修を例年実施しています。
- 今後も所内研修の充実を図り、職員の資質・能力向上に取り組めます。
- 新規採用職員（異動者含）を対象に、西部分所の機能・役割、専門性の習得等を目的に新人オリエンテーションを実施しています。（令和3年度から）
 - ① 療育研修報告会での発表
〔事業団主催 年1回／所内勉強会 月1回程度〕
 - ② 学術集会での発表
〔センター本体主催 年1回／所内勉強会 月1回程度〕
 - ③ 障害児保育に対するコンサルテーション
〔通園職員対象／年4回程度／外部講師招聘〕
 - ④ コンプライアンス研修〔全職員対象／年4回〕
 - ⑤ 人権研修〔全職員対象／年2回〕
 - ⑥ 医療放射線に係る安全管理のための研修
〔放射線診療従事者対象者／年1回〕
 - ⑦ DVD視聴研修〔年2回／全職員対象／本体実施分を転用〕
 - Ⓐ 院内感染対策研修
 - Ⓑ リスクマネジメント研修

所内の会議

- 当所は、外来・通園利用者の情報共有を緊密に行い、訓練・保育に反映するとともに、円滑な施設運営を維持するため、定期的に会議を実施しています。
- この会議は、実務に必要な医療情報・療育情報を職員が獲得する場としても活用しています。
- 今後も、利用者へのサービス向上・職員の専門性向上を目的として、所内会議の定期開催に取り組めます。
- 会議の内訳は次表のとおりです。

	開催時期	令和2年度実績
通園職員会議	基本 毎日午後	192回
通園係会議	毎月4回程度	42回
通園運営会議	毎月2～3回	28回
通園クラス別ミーティング	毎月6回程度	82回
訓練係会議	毎週火曜日	47回
カンファレンス	毎月8回程度	105回
新患カンファレンス	毎週金曜日	47回
訓練（通園）症例検討会議	毎月5～6回	12回

所外の研修

- 障害医療・福祉サービスの向上及び安定した施設運営の確保等を目的として、職種に応じて所外の研修会に定期的に参加しています。
- 参加職員は研修内容の報告を朝礼・係会議等により行い、職員間の情報共有を推進し、サービスの充実・職員の資質向上に取り組みます。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、研修中止及び見送りとしたため、主な所外研修の令和元年度実績を掲載とします。

所外の主な研修／令和元年度実績】

日本 DCD学会学術集会	理学療法士	1回	1人
MSPA講習会	心理士	1回	2人
ミュージックケア研修	保育士	5回	1人
ポーター研修	保育士	2回	1人
感染予防研修	看護師・保育士	2回	2人
虐待防止研修	保育士	1回	1人
実習指導者スキルアップ研修	保育士	1回	2人
インリアルワークショップ	指導員	1回	1人
会計担当者研修	事務員	1回	1人
労務管理研修	事務員	1回	1人
自閉症カンファレンス	保育士	1回	1人
日本吃音・流暢性障害学会	言語聴覚士	1回	1人
摂食・嚥下指導講習会	言語聴覚士	1回	1人
日本重症心身障害学会学術大会	理学療法士	1回	1人
災害対策セミナー	事務員	1回	1人
小児精神神経学会研修	心理士	1回	1人
日本 LD学会研修	言語聴覚士	1回	1人
指導力・支援力向上セミナー	保育士	1回	1人
肢体不自由・重心等職員講習会	保育士	1回	1人
医療安全に関するワークショップ	事務員	1回	1人
日本小児呼吸器学会研修	理学療法士	1回	1人
日本小児理学療法学会研修	理学療法士	1回	1人
全国児童発達支援協議会研修	保育士	1回	2人
相談支援従事者現任研修	保育士	3回	2人
施設調理員研修	調理員	1回	1人
強度行動障害支援者養成研修	指導員	1回	1人
歯科医療安全対策研修	歯科衛生士	1回	1人

資格取得奨励制度

- 事業団は、人材育成の一環として「資格取得奨励制度」を平成24年4月に創設しています。
- 今後もこの制度を継続し、公的資格取得による職員の資質・能力向上の推進に取り組めます。
- 対象とする公的資格は次のとおりです。（正規・常勤嘱託職員）
 - ① 社会福祉士
 - ④ 介護福祉士

- ② 精神保健福祉士 ⑤ 介護福祉士
- ③ 介護支援専門員 ⑥ 事業団の運営事業に役立つ国家資格
- この制度の内容は次のとおりです。
- ① 就業義務の免除（上記資格①～③）
- ② 奨励金の支給（上記資格全て）

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

1 基本的な考え方

- 本体は、前身である「肢体不自由児施設 足立学園」が開設された昭和 40 年から 55 年以上の長きにわたり、「地域の一員」として地域福祉に貢献してきました。
- 事業団の基本理念である「一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献する」ため、長年培った人材・実績・経験などの専門性を活かし、北九州西部地区の「子育て支援」・「学校教職員の支援」・「福祉施設職員の支援」・「将来の福祉人材の育成」など積極的に取り組みます。

2 具体的な連携・協働

教育機関等との連携

北九州市内の特別支援学校等への職員派遣

- ① 北九州市教育委員会との派遣契約を締結し、学校への専門スタッフ派遣または当所への教職員訪問により、学校のニーズにあわせた指導・助言を実施します。
- ② 学校が要望する支援内容によって、整形外科医師・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）・心理士を組み合わせ対応します。（対応するスタッフ数は 1 回につき単独もしくは複数）
- ③ 令和 2 年度の派遣実績は次表のとおりです。
（7 月～12 月実施／人数は延数）

八幡西特別支援学校	回数	医師	PT	OT	ST
給食指導	2			2	2
新 転入学児カンファレンス	2	2	2	2	2
新任者研修	7	2	3	2	4
校内研修会	3		1	1	1
事例相談	3		3	2	3
そのほかの学校					
小池特別支援学校	2				2
八幡特別支援学校	2				2
筒井小学校	1				1
大原小学校	1				1
黒崎中央小学校	1				1
八幡小学校	1				1
中央小学校	1				1
浅川小学校	1				1
浅川中学校	1				1

○ 特別支援学校等教職員の訓練見学の受け入れ

- ① 特別支援学校等の要請を受け、当所リハビリテーションを受診する要請校在籍児の訓練時、担当教職員による訓練見学の受け入れを継続して実施します。
- ② 訓練見学では、教職員に対して在籍児との関わり方等の指導・助言を担当セラピストが行います。
- ③ 令和2年度実績は次表のとおりです。

	回数	児童数	教員数	対応者		
				PT	OT	ST
八幡西特別支援学校	22	24	25	12	5	1
直方特別支援学校	4	4	4	4	2	
築城特別支援学校	2	2	2	2	2	
嘉穂特別支援学校	1	1	1	1	1	
福岡特別支援学校	1	1	1	1	1	
計	30	32	33	20	11	1

○ 大学実習生等の受け入れ

- ① 保育士等をめざす大学・短期大学の学生・市内保育所に勤務する保育士・福祉サービス事業所職員を受け入れ、きらきら通園で行う障害児保育について体験実習を毎年実施しています。
- ② 当所の人的・物的資源を活用し、将来の地域福祉を担う人材育成並びに現役保育士の専門性向上に貢献するため、技術取得の機会と場を提供し、今後も実習生受け入れに積極的に取り組みます。
- ③ 令和2年度実績（P50）参照。

※新型コロナウイルス感染症流行の影響により、令和2年は大幅に減少。

例年の実績として、令和元年度分を下記掲載。

		延べ数	期間
東筑紫短期大学	保育実習	28人	16日間
福岡県社会福祉協議会	介護体験実習	35人	30日間
北九州保育福祉専門学校	保育実習	10人	10日間
西南女学院大学	相談援助実習	24人	24日間
西南女学院大学	保育実習Ⅲ	20人	10日間
西南女学院大学	保育実習Ⅰ	20人	10日間
西南女学院大学短期大学部	施設実習	20人	10日間
児童発達支援事業所ごえん		2人	1日間
カラース訪問看護ステーション		1人	1日間
北九州市内保育所	保育実習	24人	6日間
北九州市福祉事業団保育所	保育実習	6人	6日間
西南女学院大学	事前見学	11人	1日間
		201人	125日間

〈別紙 20 実習生受け入れ規程〉

○ 児童発達支援事業所等との連携

- ① 当所は、きらきら通園利用児が併用している児童発達支援事業所・幼稚園・保育所等と緊密に連携し、利用児の心身状態・特性等に適した処遇等について、

主に通園スタッフが指導・助言を行っています。

- ② 卒園して就学後、在籍学校等への情報提供・指導助言も行っています。
- ③ また、きらきら通園市外利用児について、相談支援事業所等担当者とサービス担当者会議を定期的実施しています。
- ④ 今後も、関係する事業所等との情報共有など連携を深め、きらきら通園利用児及び家族が地域で安心して暮らすための支援に積極的に取り組みます。
- ⑤ 令和2年度実績は次表のとおりです。(来所・電話・訪問等の支援)

児童発達支援事業所	67件
幼稚園	57件
保育所	46件
学校 教育委員会	10件
その他保健師等	13件

地域との連携・交流

1 基本的な考え方

当所は「地域の一員」として、地域団体・地域住民との連携・交流を通して、当所が提供する障害医療・福祉サービスについて広く周知するとともに、障害に対する理解と認識を深める活動に取り組みます。

2 具体的な取組

- 隣接する竹末市民センター子育てサークルとの交流
(講座「すこやかポンッ」へ通園児・保護者参加)
- 近隣のいちご保育園(八幡西区里中)との交流保育
- 地域行事「竹末山笠」の当所訪問
- 竹末・若葉地域相互防災協定の継続
- 竹末まちづくり協議会構成員としての活動
- 託児ボランティアの受け入れ(以下は令和2年度実績)
 - ① 託児受け入れ延数 143人
 - ② 託児ボランティアの登録実数 10人
 - ③ 活動延数 114回

〈別紙 21 竹末・若葉地域相互防災協定書〉

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

1 基本的な考え方

- 事業団は、利用者に関する「権利擁護」・「個人情報の保護」・「個人情報の開示」について、利用者と事業団の信頼関係を構築・維持するために重要な問題であると捉えています。
- 事業団はこの問題に的確に対処するため、「個人情報の保護に関する法律」・「北九州市個人情報保護条例」・その他法令を遵守するとともに、個人情報保護及び開示の規定を整備します。
- 事業団は、個人情報保護の重要性について職員に周知徹底し、規定に基づく個人情報の管理を厳格に実践します。

2 具体的な取組

○ 個人情報保護に関する規定の整備

事業団及び当所は、個人情報の保護並びに管理に関する規定を整備し、職員に周知のうえ、日々、個人情報の管理に取り組みます。

【事業団の規定】

- ① 法令遵守規程
- ② 個人情報保護規程
- ③ 情報セキュリティ対策に関する指針（デジタル情報の管理）
- ④ 公用携帯電話の運用に関する要項（携帯登録番号等の管理）

【本体・当所の規定】

- ① 職員倫理要綱及び職員行動規範（本体）
- ② 個人情報保護方針（当所）
- ③ 個人情報管理手順書（当所）
- ④ 情報資産管理運営のルール（当所／デジタル情報の管理）
- ⑤ 秘密保持誓約書（事業団運営のすべての障害施設に適用）

○ 情報開示に関する規程の整備

事業団は、事業運営の透明性確保を図り、利用者と事業団の信頼関係を構築するために規程を整備し、職員に周知のうえ、開示申し出に対する迅速な情報開示に取り組みます。

【事業団の規定】

- ① 情報公開規程

○ 個人情報管理の主要事項

- ① 個人情報が含まれる電子データ・書類の持ち出しは、原則、禁止とします。
- ② 個人情報が含まれる書類は、当所が指定する施錠できる諸室・キャビネットに保管します。
- ③ 鍵は書類管理の担当係長もしくは係長が指定した職員が管理します。
- ④ 鍵の保管場所は、係長が指定した場所とします。
- ⑤ 諸室・キャビネットの施錠は、担当係長が午後 5 時もしくは退勤時に施錠することを基本とします。

⑥ 不用となった書類はシュレッダー等により速やかに廃棄します。

○ 職員研修の実施

- ① 当所は、法令遵守に関わるコンプライアンス研修を実施しています。
[年4回/3ヶ月に1回を目安に]
- ② 情報管理の重要性について職員の認識を深め、日常業務における管理の徹底を図るため、この研修の中で個人情報保護及び管理に関する研修を毎年実施します。

〈別紙 22 法令遵守規程〉

〈別紙 23 個人情報保護規程〉

〈別紙 24 情報セキュリティ対策に関する指針〉

〈別紙 25 公用携帯電話の運用に関する要項〉

〈別紙 26 個人情報保護方針（当所）〉

〈別紙 27 個人情報管理手順書（当所）〉

〈別紙 28 情報資産管理運営のルール（当所）〉

〈別紙 29 秘密保持誓約書（障害施設）〉

イ 施設の利用者に対する人権の尊重や、身体拘束及び虐待等の防止策などについて

1 基本的な考え方

- 事業団は、「障害者虐待防止法」・「障害者差別解消法」の遵守を徹底し、利用者の尊厳を守るとともに、「虐待行為の防止及び早期発見」・「不当な差別的取り扱いの禁止」・「合理的配慮の提供」について、真摯に取り組みます。
- 当所は、本体が策定している「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」に従い、すべての職員は利用者の人権を尊重した障害医療・療育サービスを提供します。

2 具体的な取組

○ マニュアル等の整備

厚生労働省が定めた「児童発達支援ガイドライン」における「虐待防止の取組」及び「身体拘束への対応」に基づき、次に掲げるマニュアル等を整備し、日常業務における遵守事項の徹底に取り組みます。

- ① 障害者虐待防止マニュアル
- ② ①に定めた虐待通報等様式
- ③ 職員への虐待防止周知文書
- ④ きらきら通園運営規程第15条（虐待防止の措置）
- ⑤ やむを得ず身体拘束する場合の保護者同意書

上記⑤については、利用者の障害程度・特性等により障害医療・療育サービスの提供中に生命・身体へ危険が生じる可能性があるかと判断する場合、利用者に対して身体拘束の必要性を事前説明し、利用者から文書にて同意を得ることとしています。

○ 人権尊重に関する研修の実施

- ① 所内の人権研修 [年2回]

- ② 所内のコンプライアンス研修〔年4回の範囲で〕
- ③ 権利擁護・差別解消・合理的配慮等に関する外部研修〔適宜〕

○ **自己評価の実施〔年1回〕**

日常業務における人権擁護意識・基本態度・言葉遣いなどについて、「職員の行動規範自己チェックシート」を用いて自己評価を行い、評価結果は職員で情報共有し、人権尊重に基づいたサービスの提供に取り組みます。

〈別紙 30 児童発達支援ガイドライン抜粋〉

〈別紙 31 障害者虐待防止マニュアル〉

〈別紙 32 虐待通報等様式〉

〈別紙 33 虐待防止周知文書〉

〈別紙 34 身体拘束の保護者同意書〉

〈別紙 35 職員の行動規範自己チェックシート〉

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

1 基本的な考え方

- 当所の通園利用を希望される方について、利用者の心身状態・家族の要望等を丁寧に聴き取ることが第一に必要であると考えています。
- 要望を踏まえた支援方法を検討し、利用者・家族にとって最善の支援を実現するため、子ども総合センター・相談支援事業所など関係する支援機関との連携に取り組みます。

2 具体的な取組

- 市内の児童発達支援センター等との調整会議に参加します。
- 子ども総合センター等関係機関との連絡調整などを密にした連携します。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

1 基本的な考え方

- 利用者・家族が安心して当所を利用していただけるよう、建物・設備の安全性、提供サービスに関わる安全性について全ての職員が日々注意して施設管理及び施設運営に携わることが重要であると考えます。
- 利用者・家族の「安心」「安全」の確保に最大限取り組むため、事故防止及び事故発生時の体制を整備し、職員への注意喚起を常に行い、利用者の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

マニュアルの整備

○ **安全管理マニュアル**

主に次に掲げる事項を整備し、関係法令改正に応じて改定を行い、職員への周知と日常的なマニュアル確認による安全で安定した業務遂行に継続して取り組みます。(別紙は抜粋)

- ④ 安全管理指針
- ⑤ 診療用放射線安全管理指針
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 通園の事故防止対策 など

〈別紙 36 安全管理指針 (⑤・⑥含む)〉

〈別紙 37 通園の事故防止対策〉

○ リスクマネジメントマニュアル

日常業務で想定される事故発生要因と事故防止対策を次に掲げる事項別に整理し、職員の日常点検・行動の指針として使用し、利用者・職員の安全確保に取り組みます。

- ⑧ 利用者接遇
- ⑨ 通園給食
- ⑩ セラピストによる訓練
- ⑪ 火傷
- ⑫ 不審者
- ⑬ 窒息
- ⑭ 注射・酸素・気管・人工呼吸器
- ⑮ 救急蘇生
- ⑯ 与薬

〈別紙 38 リスクマネジメントマニュアル〉

安全対策の実施（通園給食以外）

○ 職員による安全点検の実施

施設全体（屋内・屋外）の設備・器具について、各部門（診療・訓練・通園・庶務）の職員は遊具・建具・備品・設備の点検を実施し、危険箇所・危険物の早期発見及び不具合の改修を行い、利用者・職員のけが等事故防止に取り組みます。

- ① 屋内・屋外の巡回点検〔月 1 回／庶務係による実施〕
- ② 遊具・設備の安全点検〔月 1 回／通園係・訓練係による実施〕

○ 事業者による建物・設備維持保全点検の実施

職員では対応困難な建物・設備点検は、事業者への委託による保守点検を定期に実施し、利用者・職員に安全で安心な施設環境の維持に取り組みます。

- ③ 空調設備保守点検〔年 4 回〕
- ④ 消防設備保守点検〔年 2 回〕
- ⑤ 電気設備保守点検〔月 1 回〕
- ⑥ 自動扉保守点検〔年 2 回〕
- ⑦ 建物定期点検〔年 1 回〕
- ⑧ X線装置保守点検〔年 1 回〕
- ⑨ 施設営繕業務〔月 2 回／軽微な修繕含む〕

○ リスクマネジメント委員会議の開催〔月 1 回〕

ヒヤリ・ハット報告及び事故報告は、リスクマネジメント委員会議において対策

を協議し、修繕等による事故防止の改善に取り組みます。

○ **ヒヤリ・ハット情報のデジタル化による共有**

ヒヤリ・ハット報告、事故報告並びに改善策は各係で文書供覧のほか、PCサーバーによるデジタル情報としても管理し、いつでも職員が閲覧できる環境を整備して、情報共有による事故防止並びに安全対策に取り組みます。

○ **AEDの設置〔1箇所〕**

AEDは外来診察室に設置し、医師・看護師等による救急措置を迅速に行う体制を整備しています。

○ **減速帯の設置〔1箇所〕**

外来駐車場出入口に減速帯を設置し、利用者等の徐行運転を促すことにより、駐車場内の事故防止に取り組みます。

○ **けが防止保護材の設置**

指挟み・転倒などによるけが防止のため、クッション性を有する保護材を自動ドア・通園ホール床・保育室床・保育室壁の角・遊戯室、静養室等利用者が使用する長机の角面等に設置します。

〈別紙 39 ヒヤリ・ハット報告様式〉

安全対策の実施（通園給食）

○ **調理業務の基本的事項の周知**

食の安全・調理業務の事故防止を目的として、調理業務の基本的事項を整理した「調理業務の取り決め事項」を策定し、調理職員へ周知し、安定した給食提供に取り組みます。

○ **食物アレルギーへの対応**

- ① 食物アレルギーのある通園利用者に対して安全な給食を提供するため、「食物アレルギー食の手順書」を定め、調理職員・通園職員が共同して食の安全に取り組みます。
- ② 入園時、保護者から「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出を受け、医師の診断に基づいた適切なアレルギー除去食を提供します。
- ③ 食物アレルギーの情報は、関係職員すべてが情報共有を行います。
- ④ 通園利用期間中、新たなアレルギー症状発生者やアレルギー症状に変化が生じた利用者に対して、同指導表の提出を依頼し、診断に基づいた給食の提供を徹底します。

○ **異物混入防止への対応**

次に掲げる事項に従い、調理業務全般にわたり異物混入の防止を工夫し、調理開始前・調理中・調理終了後の作業を的確に行い、異物混入防止を徹底します。

- ④ 調理業務の取り決め事項
- ⑤ 調理従事者衛生管理自主点検表
- ⑥ 食材の取り扱いについて

〈別紙 40 調理業務の取り決め事項〉

〈別紙 9 食物アレルギー除去食の手順書〉

〈別紙 10 アレルギー疾患生活管理指導表〉

〈別紙 41 調理従事者衛生管理自主点検表〉

〈別紙 42 食材の取り扱いについて〉

事故発生時の対応

【施設事故】

- 事故発生時は利用者の安全確保を第一に考え、安全管理マニュアル「事故発生時の対応」「事故対応の流れ」に従い、迅速に行動します。
- 事故状況の速報は、事業団事務局・北九州市所管課（障害者支援課）に対して速やかに報告し、事故被害者に対して誠意を持って対応します。
- 事故状況は定められた報告様式に沿って整理し、適宜、関係者へ提供し、迅速な事故解決に取り組みます。
- 当所は、「事故再発防止策検討報告書」を用いて、リスクマネジメント委員会議等で再発防止策を検討し、適切な事故防止策を実施します。
- 事故被害者への救済に備え、事業団は施設賠償責任保険に加入します。

〈別紙 36 安全管理指針（事故発生時の対応）〉

〈別紙 43 事故報告書（市様式）〉

〈別紙 44 事故報告書・再発防止策検討報告書（事業団様式）〉

【公用車事故】

- 公用車の事故発生時、事業団が定めた「事故処理手順」に従い、負傷者の救急措置・当所庶務係等へ連絡など、必要な事故処理を迅速に行います。
- 事故被害に備え、事業団は任意自動車保険に加入します。

〈別紙 45 公用車事故処理手順書〉

〈別紙 46 自動車事故発生状況報告書〉

オ 衛生管理及び感染症防止の対策

1 基本的な考え方

- 利用者に日々安心して当所を利用していただくために、衛生環境並びに感染症対策の充実が必須の課題であり、日々取り組むべき重要事項であると考えます。
- 新型コロナウイルス感染症も含めた感染症防止対策は、障害医療・療育サービスを途切れることなく提供するために、すべての職員が感染症防止対策を習慣化した日常業務として取り組みます。
- 衛生管理については、通園利用者への給食提供を円滑に行い、利用者の健康を維持するため、調理環境の維持向上並びに食中毒の発生防止に日々取り組みます。
- 厚生労働省等の衛生管理・感染症に関する通達等に従い、利用者・職員等の安全確保に最大限取り組むとともに、緊急事態に対処する体制を整え、利用者・地域社会の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

マニュアルの整備

- 給食提供に関して
 - ① 給食衛生管理マニュアル（事業団策定）
 - ② 食中毒緊急対策マニュアル
- 感染症に関して
 - ① 院内感染対策指針
 - ② 院内感染対策マニュアル
 - ③ 新型コロナウイルス感染防止対策

〈別紙 47 給食衛生管理マニュアル〉

〈別紙 48 食中毒緊急対策マニュアル〉

〈別紙 49 院内感染対策指針〉

〈別紙 50 新型コロナウイルス感染防止対策〉

感染症防止（新型コロナウイルス感染症）の対策

- 新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和 2 年 3 月から令和 2 年 12 月までに実施した防止対策を、令和 3 年 3 月に規定として整理し、職員への周知を再度実施しています。
- 今後も厚生労働省、福岡県・北九州市が示した防止対策及び当所の規定に基づき、当所の事業継続を実現するため、速やかで適切な防止対策に取り組みます。

衛生管理の対策

- 清掃業務の実施〔毎日／専門事業者へ委託〕
 - ① 外来診療エリア（待合ホール／廊下・トイレ）
 - ② 通園エリア（遊戯室・トイレ）
- 敷地内の除草〔年 4 回／専門事業者へ委託〕
- 調理室の害虫駆除〔年 4 回／専門事業者へ委託〕
- 調理職員の便細菌検査〔月 1 回／専門事業者へ委託〕

検査内容：赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血大腸菌・パラチフス
腸管出血性大腸菌（0-157、0-026、0-111）
- 調理職員の衛生チェック〔毎日〕

その他の対策

- 「手洗い教材」使用による手指消毒の推進〔年 1 回〕／保健所から借用

手洗い後の手指の汚れを紫外線で確認できる教材を使用して、手洗いの仕方を確認するとともに、手洗いの必要性を認識して感染防止に取り組みます。
- 感染症予防研修の実施

本体で実施されたリスクマネジメント・感染予防研修の動画を活用し、全職員を対象として視聴研修を実施〔年 2 回〕

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

1 基本的な考え方

- 利用者に日々、安心して当所を利用していただくため、非常時の対処を定め、職員が実践できるよう危機管理体制を整備することは必須の課題であり、日々取り組むべき重要事項であると考えます。
- 非常事態が発生した際、利用者・職員等の「安全」を最大限確保できるよう、危機管理体制を整備し、日頃から訓練等を通じて危機管理の実践に取り組み、利用者・地域社会の信頼と期待に応えます。

2 具体的な取組

次に掲げる対策について、関係法令・関係機関の指導・助言等を反映し、不測の事態に備えるとともに、不測の事態発生時に混乱を最小限に抑え、適切に対処できる体制づくりに取り組みます。

防犯対策

○ 防犯マニュアルの整備

職員への防犯意識向上のため、係会議等を通じて定期的に内容の確認等周知の徹底を継続して実施します。

○ 防犯カメラの設置

事業団が定めた「監視カメラの設置及び運用に関する要項」に基づき、防犯カメラ（4 台）及び設置ステッカーを設置し、不審者侵入の防止に取り組みます。

○ 防犯ブザーの設置

通園保育室（5 室）に防犯ブザーを設置し、不審者の侵入に備えます。

○ 防犯アラームの設置

訓練個室（6 室）に防犯アラームを設置し、不審者の侵入に備えます。

○ サイレン付拡声器の設置

屋内 5 箇所にサイレン付拡声器を設置し、不審者侵入発生時に利用者等への速やかな周知と避難指示を実施します。

① 事務室

② スタッフルーム（事務員以外）

③ 通園出入口（2 箇所）

④ 調理室

○ 通園専用出入口の施錠

通園時間帯（10 時～14 時）は通園専用出入口 2 箇所を施錠し、館内への人の流れは外来出入口 1 箇所に限定し、不審者の進入を抑止します。

○ 防犯訓練の実施〔年 1 回〕

八幡西警察署に依頼して模擬防犯訓練を実施し、訓練の様子はビデオ録画を行い、

職員の防犯研修に役立ってます。

〈別紙 51 防犯マニュアル〉

〈別紙 52 監視カメラの設置及び運用に関する要項〉

〈別紙 53 監視カメラの設置場所〉

防災対策

- 「消防計画」の整備（八幡西消防署へ届出）
- 「防災計画」の整備
- 消防設備保守点検の実施〔年 2 回〕
- 避難訓練の実施
 - ① 施設全体 年 2 回
 - ② 通園 月 1 回
- 所内設置のキャビネット等転倒防止対策
- 「竹末・若葉地域相互防災協定」の継続
- 緊急連絡網の整備
 - ① 当所 ⇄ 事業団事務局
 - ② 当所職員
 - ③ 通園 ⇄ 通園利用者
- 震災・風水害等災害対策動員計画の整備（事業団共通）

〈別紙 54 非常災害計画〉

〈別紙 21 竹末・若葉地域相互防災協定〉

〈別紙 55 西部分所動員計画・緊急連絡網様式〉

【自主事業】

【自主事業の提案】

- 清涼飲料水自動販売機の設置
 - ① 利用者の利便性向上のため、外来待合ホールに1台設置します。
 - ② 設置事業者の選定は入札とします。(事業団事務局による実施)
 - ③ 収支見込(収支計画書のとおり)
 - ③ 設置手数料は市に納付します。(月額960円)